

オーセンティシティに関する連続研究会  
記録集

第2回

「被災文化遺産を通してオーセンティシティを考える」

## オーセンティシティに関する連続研究会 記録

### 第2回「被災文化遺産を通してオーセンティシティを考える」

開催日時：2023年6月11日（日）13：00～15：00

主催：日本イコモス国内委員会 憲章小委員会 WG + EP(若手専門家)委員会

動画記録：<https://www.youtube.com/watch?v=X9zk1C0ZvNM>

研究会企画：下間久美子、山田大樹

#### 研究会趣旨：

オーセンティシティに関する連続研究会の2回目は、第1小委員会（憲章小委員会）と共同開催とし、被災建造物の再建におけるオーセンティシティを考える機会とします。

オーセンティシティは、文化財に関するどの国際規範を理解する上でも欠かせない視点で、早くは1965年のヴェニス憲章の前文に“*It is our duty to hand them on in the full richness of their authenticity.*”と記されています。第二次世界大戦で傷つき或いは戦後の復興や開発で危機に瀕した建造物や遺跡を守るにあたり、その歴史的・文化的価値の信頼性を確認するための理念として掲げられたこの言葉は、特に世界遺産の普及と共に様々な国や地域の多種多様で多数の文化遺産に適用されるようになりました。

遺産保護を巡る状況がヴェニス憲章作成当時から大きく変化したことで、奈良ドキュメントにみられる様にオーセンティシティの理念に関する見直しが図られ、現在もその途上にあると言えます。材料の観点においては、作成当時主対象としていた石材だけでなく、土、木や草、鉄やガラス、コンクリート等、保存対象となる材料や伝統技術が多様化しています。遺産の範囲も単体から集落・都市、文化的景観へと広がり、生活や産業、信仰や慣習等との関係性が深まる中では、地域や民族のアイデンティティといったソフトな視点から有形文化遺産のオーセンティシティを捉える必要も高まっています。

オーセンティシティの解釈の探求は、文化遺産とそれを取り巻く社会の動向に即して尽きることのない作業です。近年では、自然災害や火災で被災したものの復旧におけるオーセンティシティの考え方も論点の一つとなっています。

この課題について、『ICOMOS Guidance on Post Trauma Recovery and Reconstruction』のとりまとめを先導されると共に、ノートルダム寺院と首里城の修復に係るシンポジウムを開催した国際イコモス名誉会長河野俊行先生から、その被災が所有者や地域社会にも大きな影響を及ぼした文化遺産、いわゆるポストトラウマ状況をもたらした文化遺産の復旧を通してオーセンティシティをどう考えてこられたか、お話を伺います。

<プログラム>

1. 趣旨説明

山田大樹（EP 委員会）

2. 共同開催に寄せて：

「憲章小委員会におけるオーセンティシティの論点について」

下間久美子（憲章小委員会）

3. 講演「被災文化遺産を通してオーセンティシティを考える」

河野俊行（九州大学名誉教授・国際イコモス名誉会長）

4. 質疑応答

**1. 趣旨説明**

（EP 委員会主査 山田大樹）

本日のウェビナー趣旨について ご説明させていただきます。

この研究会は、オーセンティシティに関する連続研究会の第2回目になります。第1回目の会議では稲葉信子先生をお迎えしました。第1回の研究会の様子は今月の ICOMOS info 誌に動画リンクを掲載していますのでご確認ください。

さて、本日のテーマは「被災文化遺産を通してオーセンティシティを考える」です。

本研究会は、第1小員会（憲章小委員会）と EP 常置委員会との共同開催で行います。

“It is our duty to hand them on in the full richness of their authenticity.”

(ヴェニス憲章[1964] 前文)

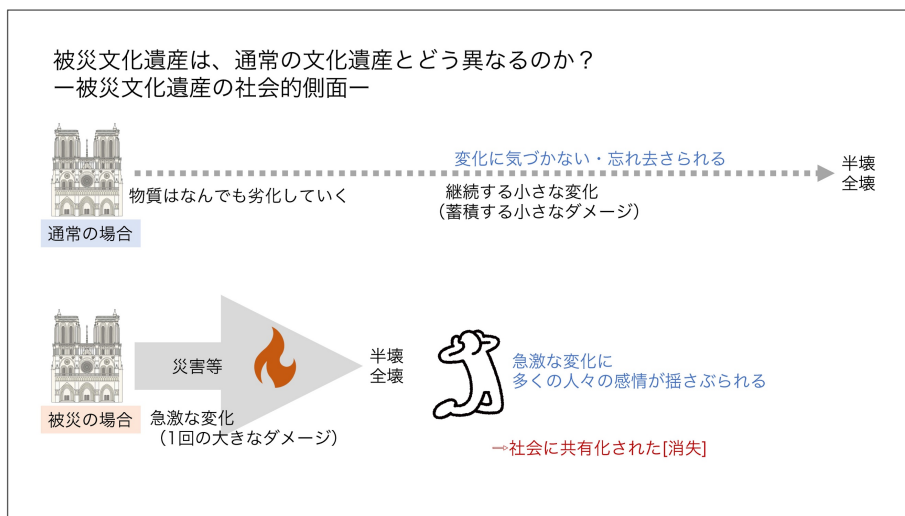
ICOMOSは、創設当初から被災文化遺産のオーセンティシティという問題に向き合う組織として存在し続けてきた。

オーセンティシティは、文化遺産に関する国際規範を理解する上でも欠かせない視点ですが、早くは1964年のヴェニス憲章の前文に“it is our duty to hand them on in the full richness of their authenticity.”と記されています。

ヴェニス憲章は第二次世界大戦で傷つき或いは戦後の復興や開発で危機に瀕した建造物や遺跡を、修復していく中で、その歴史的・文化的価値が守れるようにと、修復の原則を国際的に確認した文書です。

この修復の原則を守れているかを監督できる国際機関が必要であり、我々ICOMOSはヴェニス憲章の勧告にしたがって創設されました。

このような歴史的な経緯を鑑みれば、ICOMOSは、創設当初から被災文化遺産のオーセンティシティという問題に向き合う組織と存在してきました。



さて、被災文化遺産は、通常の文化遺産とどう異なるのでしょうか。その、一側面を話し

たいと思います。物質はなんでも劣化していきますので、小さなダメージが蓄積し、いつかは半壊全壊します。もちろん、全壊する前に修復をされるのですが、劣化がゆっくりであれば、人々はその変化を気に留めません。

しかし、被災文化遺産の場合は、その変化の幅が大きく、わずかな時間でおきるので、多くの人々の感情を揺さぶるのだと思います。

単に大きな被害というだけでなく、多くの人に共有化された消失という点が、被災文化遺産の変化の特徴であり、社会的な側面であると思います。

本日は、このテーマについて河野俊行先生にご講演いただきます。



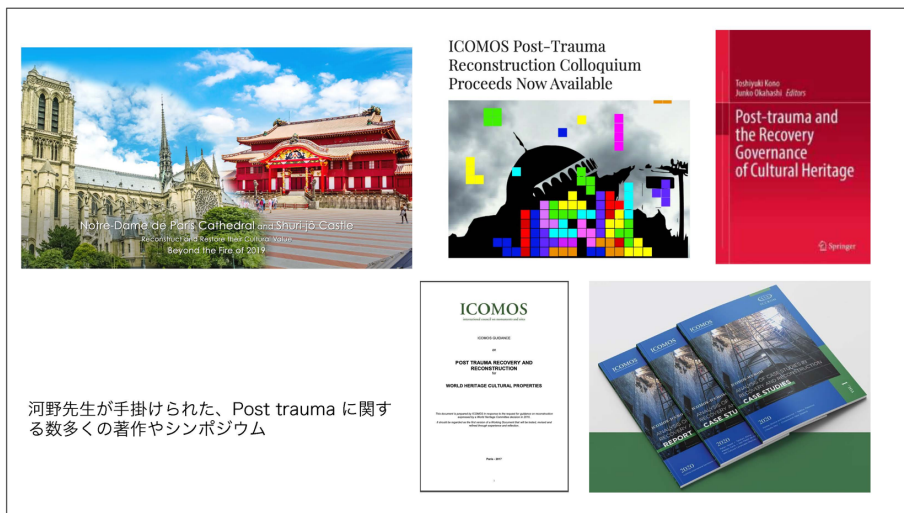
ご講演者紹介

河野俊行先生

九州大学名誉教授・国際イコモス名誉会長  
2017-2020年 第8代ICOMOS会長

河野先生は 2020 年まで国際イコモス会長を務められ、現在も日本・世界を飛び回られ、本日もご多忙の中、ヨーロッパからこの研究会のためにお時間を作っていただきました。

河野先生は、長年、所有者や地域社会にも大きな影響を及ぼした被災文化遺産、いわゆるポストトラウマ状況をもたらした文化遺産の復旧について、さまざまな文書や著作から議論を喚起されています。



河野先生が手掛けられた、Post trauma に関する数多くの著作やシンポジウム

例えば、『ICOMOS Guidance on Post Trauma Recovery and Reconstruction』（2017）のとりまとめを先導されたり、ノートルダム寺院と首里城の修復に係るシンポジウムを開催されたりしています。このシンポジウムの動画は案内時にご紹介させていただいたように Youtube にも公開されています。また、昨年には Post-trauma 状態にある文化遺産のガバナンスについての著作も出されています。これらの長年にわたる豊富なご経験から、被災文化遺産を通してオーセンティシティをどう考えてこられたか、本日伺います。

## 本日のプログラム

### ■プログラム

- 1)趣旨説明 (5分)  
EP主査 山田大樹
- 2)共同開催に寄せて：  
憲章小委員会におけるオーセンティシティの論点について (15分)  
憲章小委員会 下間久美子
- 3)講演「被災文化遺産を通してオーセンティシティを考える」 (60分)  
九州大学名誉教授・国際イコモス名誉会長 河野俊行先生
- 4)質疑応答 (40分程度)  
\*チャットでの質問を優先。  
\*敬称は「さん」付けで進めます。ご了承ください。

本日のプログラムです。

この後、本日の研究会を共同開催する憲章委員会の下間さんから、憲章小委員会で議論されているオーセンティシティの論点についてお話しいただいたのち、河野先生にご講演いただきます。

その後、質疑応答の時間を 40 分ほど設けておりますので、積極的に質疑いただければと

存じます。その際、まずは、チャットでいただいた質問を優先的に扱いつつ、時間が許せば  
挙手での対応も考えます。

なお、本日は大先生が数多く参加して下さっていらっしゃいますが、EPではフラット  
に議論できる場を目指しているため、講演者以外についての敬称は「さん」づけで進めます。  
ご容赦いただけますと幸いです。

では、本日、よろしく願いいたします。

## 2. 共同開催に寄せて

### 「憲章小委員会におけるオーセンティシティの論点について」

(憲章小委員会 下間久美子)

それでは、プログラムの2「共同開催に寄せて」ということで、憲章小委員会におけるオーセンティシティに関する現段階での論点を皆さんと共有したいと思います。

#### (1) 憲章小委員会ワーキンググループ (WG) について

(1) 名称	第1小委員会【通称：憲章委員会】ワーキンググループ
(2) 活動期間	2022年10月1日～2024年9月30日
(3) 目的	1. 『文化遺産保護憲章 研究・検討・報告書』（日本イコモス国内委員会憲章小委員会、1999年3月）に掲載されているヴェニス憲章の日本語訳の改訂 2. ヴェニス憲章日本語訳解説書（仮称）の作成
(4) 活動	毎月1回、定例会を開催しながら討議
(5) メンバー 15名	藤井恵介（第1小委員会主査） 益田兼房（WGリーダー）、田原幸夫（WGファシリテーター）、秋枝ゆみ、海野聡、金井健、佐藤桂、清水重敦、下間久美子（WGマネージャー）、中村琢巳、野尻孝明、増井正哉、Alejandro Martínez de Arbuló、矢野 和之、脇園大史

まず、憲章小委員会ワーキンググループ（以下、「WG」という）について説明します。憲章小委員会は第1小委員会の通称です。ここに昨年10月1日、WGが設置されました。

憲章小委員会は1999年3月にICOMOSに関係する様々な憲章等の日本語訳を『文化遺産保護憲章 研究・検討・報告書』としてまとめました。日本ICOMOSのホームページにも掲載されています。ヴェニス憲章に関しては、その原書となるフランス語版が適切に反映されていない等の課題が以前から指摘されていまして、WGを設けてその見直しを図ることとなりました。現在は、改訂日本語訳と共に憲章の解釈の手掛かりとなる解説も一緒に付すことを念頭に、活動を進めているところです。

毎月1回定例会を開催しながら討議を進めています。メンバーは、藤井恵介先生を第1小委員会の主査として、WGのリーダーを益田兼房先生が、ファシリテーターを田原幸夫先生が務められ、総勢15名で活動をしています。



## (2) 憲章小委員会WGにおけるオーセンティシティの論点

### 基本情報

ヴェニス憲章について

ヴェニス憲章とオーセンティシティ

ヴェニス憲章と日本

憲章小委員会WG設置の背景

憲章小委員会WGにおけるオーセンティシティの論点

### WGの論点

日仏交流事業を牽引された河野先生の御見解をお伺いしたいこと

山田さんもご説明されたように、ヴェニス憲章の前文に“full richness of authenticity”という言葉があります。WGでも、オーセンティシティをどう解釈するかが課題の一つになっています。EPがオーセンティシティ研究会を始めたことを知り、是非、河野先生のお話を一緒に拝聴したいと話をもちかけ、今回の共同開催に至ったところです。

ヴェニス憲章について、あまり馴染みのない方もおられるかもしれませんので、この説明では、スライドに掲げる項目を順に追う形で、基本情報からWGの論点へと視点を移し、最後に、日仏交流事業を牽引された河野先生にお伺いしたいことを述べたいと思います。

ICOMOS Japan

1 ICOMOS 組織 活動 お知らせ 入会・申請 お問い合わせ

ICOMOSの紹介

歴史源流

2 ヴェニス憲章

活動目的

組織

資料の保存と管理

憲章・宣言等

3 ヴェニス憲章

記念物保存に関する国際協力を設置しようという構想は、1961年、ユネスコ本部で開かれた第8回国際記念物委員会生まれ、これを受けて、1964年、ヴェニスで開催された第2回歴史記念物専門家国際会議で「ヴェニス憲章」が採択され、この憲章の精神を国際的に実現していく組織として、ICOMOSを設立することが決定されました。ユネスコの第13回総会では、この決定にもとづき、基金の支出が決められ、ICOMOSが1965年に設立されました。このようにICOMOSの基本精神を示すものとして「ヴェニス憲章」は、設立に先だって承認されています。

「ヴェニス憲章」にはおよそ5つの事項が述べられています。

- 1.歴史的記念物の概念  
歴史的記念物は単体としてだけでなく、際として考えられなければならないこと
- 2.保存の概念  
記念物を保存するために、建物に新しい用途を貸すことの重要性和、周囲との歴史的関連性を重視すべきこと
- 3.復原について  
復原は推測がはじまることとめられなければならないこと、また記念物が経てきた歴史的变化を尊重した復原がなされなければならないこと
- 4.発展について  
発展は専門家の手によって行われるべきであって、濫歩を改変してはならないこと
- 5.公表について  
記念物に対する調査、発掘、復原等の活動は、記録され報告されなければならないこと

ICOMOSはこの「憲章」を基本に据えつつ、新しく現れる課題に対して専門的な解決を与えながら活動を行っています。「ヴェニス憲章」の精神は、1972年の世界遺産条約に受け継がれ、日本も1992年にこの条約を批准しました。

ヴェニス憲章は  
イコモスの基本精神を示す文書

ヴェニス憲章について

先ずヴェニス憲章についてです。スライドは、日本 ICOMOS のホームページにおけるヴェニス憲章の紹介です。先ず右上の「ICOMOS」を、次に左列の「ヴェニス憲章」をクリックすると、このページが表示されます。ヴェニス憲章は、ICOMOS 設立の根源を成す文書です。ヴェニス憲章を適切に解釈し、伝えることは、ICOMOS の責務であると思われます。

Preamble／前文	アテネ憲章で述べられた原則を見直し、その展望を拡大し、新たな文書に改める必要
It is our duty to hand them on in the <b>full richness of their authenticity</b> .	
Definitions／定義 (第1条～第2条)	Historic Monuments／歴史的記念建造物の定義 あらゆる科学的、技術的手段の動員
Aim／目的 (第3条)	保全と修復の目的は、それらを芸術作品として保護するのと同等に、歴史的な証拠として保護すること
Conservation／保全 (第4条～第8条)	恒久的な維持が基本的前提／ミニマム・インターベンションの原則／歴史的事実や建築的環境との一体性等
Restoration／修復 (第9条～第13条)	修復の目的は美的価値と歴史的価値の保存と明示／オリジナルな材料と確実な資料の尊重／推測の排除等
Historic Sites／歴史的敷地 (第14条)	敷地全体の保護と適切な公開整備
Excavations／発掘 (第15条)	国際的原則に基づく発掘／建築的特色や遺物の保存と公開整備／アナスタイロシス以外の復元の排除等
Publication／公表 (第16条)	全ての保全、修復、発掘の作業に係る正確な記録とその公開の必要

さて、スライドは、ヴェニス憲章にどんなことが書いてあるかを現在の日本語訳から簡単に整理したものです。前文以下は全16条から成り、定義、目的、保全、修復、歴史的敷地”Historic Sites”、発掘、公表に章立てされています。

(スライドの読み上げにつき、記録中略)

ヴェニス憲章に対しては、原理主義で時代にそぐわないとの批判もありますが、いずれにせよ、各条項に示された考えや手段をもって実現する先の状態が、前文に“full richness of authenticity”とされ、世界遺産を含む文化財保護の核となる言葉と考えられているのだと思います。

### ヴェニス憲章とオーセンティシティ

ヴェニス憲章：記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章  
INTERNATIONAL CHARTER FOR THE CONSERVATION AND RESTORATION OF MONUMENTS AND SITES

- ❑ ヴェニス憲章における「full richness of authenticity」は、建築都市遺産の保全と修復のあり方を考える中核となる言葉
- ❑ しかし、ヴェニス憲章にはauthenticityの定義や解釈が示されていない。今日では、世界遺産に関連して示されるauthenticityの解釈に大きく依存する状況
- ❑ 遺産保護を巡る状況は、世界遺産の進展等に伴いヴェニス憲章採択当時から大きく変化(例：近現代の遺産、文化的景観、生活・産業・信仰・慣習との関連性等)
- ❑ 文化遺産が多種多様多数に及び無形の要素とも大きく関わる中で、また、近年では自然災害や火災等で滅失した文化遺産の再建の議論を通じて、authenticityの解釈が揺らいでいるが、それはそのまま、ヴェニス憲章の解釈の揺らぎに繋がっている。

次に、ヴェニス憲章とオーセンティシティについてです。ヴェニス憲章における“full richness of authenticity”は、この憲章に記載される条項によって実現しようとする状況を表すものとも捉えられますが、明確な定義があるわけではありません。そのため、今日では世界遺産に関して示されるオーセンティシティの解釈に依存している状況です。

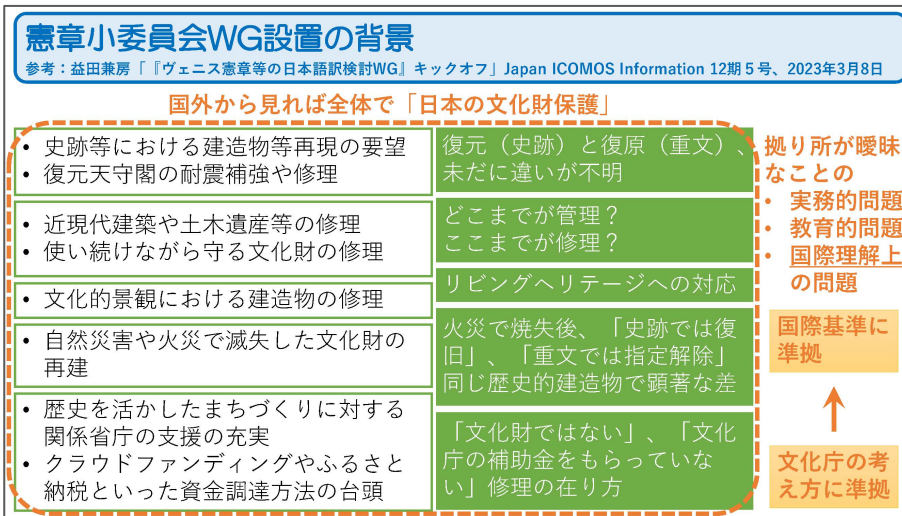
遺産保護を巡る状況は、ヴェニス憲章採択時から大きく変化をしてきました。特に、近現代の遺産や文化的景観等が新たな類型として認識され、産業・生活・信仰・慣習との関連性を尊重すべき幅が広がってきたこと等が挙げられるかと思えます。文化遺産が多種多様多数に及び、無形の要素とも大きく関わる中では、自然災害や火災で滅失した文化遺産の再建の議論を通じて、オーセンティシティの既存の解釈に疑問が呈されている状況も窺えます。これらがヴェニス憲章の解釈の揺らぎにもつながっていると考えられます。

国際社会	ヴェニス憲章と日本	国内
<p>A) ヴェニス憲章は2024年で採択60年を迎える。</p> <p>B) 国際社会では、採択20年や40年の機会にヴェニス憲章の意義が再確認されてきた。</p> <p>C) ヴェニス憲章の現代的意義については、積極的な意見も、消極的な意見もある。</p> <p>D) しかし、今も国際社会の規範とされる中では、各国各地域がその実情に照らして独自の保護の方針や方策を発展させる指針として捉えられる傾向を示す。</p>	<p>a. 日本でヴェニス憲章と関わってきたのは一部の文化財専門家のみ。</p> <p>b. 国際的な議論への参加も極めて限定的。</p> <p>c. 1992年の世界遺産条約批准、1994年の奈良会議開催後、世界遺産の普及に伴い、地公体の委員会や歴史的建造物のリノベエ事等でもオーセンティシティやヴェニス憲章の用語が聞かれるようになった。</p> <p>d. しかし、その理解や解釈を擦り合わせる機会もないまま、まちまちに普及する傾向が窺える。</p>	

日本はヴェニス憲章とどのように向かい合ってきたのでしょうか。

ヴェニス憲章は2024年で、つまり来年で、採択60年を迎えます。国際社会では、採択20年や40年の機会に、ヴェニス憲章の意義が再確認をされてきました。ヴェニス憲章の現代的意義については、時代を通じて積極的な意見も消極的な意見も聞かれます。この憲章はいつの時代も国際規範の中核とされるべきという意見もあれば、時代に即していないので廃止あるいは改訂が必要という意見もあります。現状としては、ヴェニス憲章が変わるのではなく、国や地域がその実情に照らして、独自の指針を開発する事例が生じています。

日本ではどうでしょうか。スライドの右側のオレンジの部分をご覧ください。日本では、ヴェニス憲章と関わってきたのは一部の文化財専門家のみで、国際的な議論への参加も限定的でした。しかし、1992年に世界遺産条約を批准し、1994年に奈良会議が開催された後、世界遺産の普及に伴い、地方公共団体の委員会や、あるいは歴史的建造物のリノベーション工場の現場などでも、オーセンティシティやヴェニス憲章の用語が聞かれるようになったと言われています。しかし、その理解や解釈を擦り合わせる機会もないまま、まちまちに普及しているという意見も聞かれるところです。



ヴェニス憲章の訳を見直す必要について、考えてみたいと思います。先ほど申し上げたように、文化財を取り巻く環境は、この30年ぐらいで急速に変わったように思います。史跡等における大規模建造物の再現や復元天守閣の耐震補強や修理のニーズの高まりもその一例です。有形文化財建造物では、近現代建築や土木遺産などの修理、あるいは使い続けながら守る文化財の修理が増えました。文化的景観における有形文化財建造物の取り扱いも議論の途上にあります。自然災害や火災で滅失した文化財の再建も、特に東日本大震災の復旧を通じて課題として顕在化しました。

歴史を活かしたまちづくりに対する関係省庁の支援が充実するとともに、クラウドファンディングやふるさと納税といった資金調達方法が普及する中では、文化庁の考えに基づく必要がない文化財事業も増えてきたところです。こうした状況の中で、史跡の復元と重要文化財建造物の復原の違いや、建築と土木における修理と管理の考え方の違いが未だに不明確で、リビングヘリテージに対しては個別の対応が求められ、火災で焼失した文化財は「史跡」ならば復元されるけれども重要文化財は指定解除となるような制度上の取り扱いの差がある等のグレーな状態に対し、「正しい修理のあり方」を探求する議論が広がってきたように思われます。

この時に留意したいのは、施主や設計士等の判断に任される時でもやはり、文化庁の考え方に準拠するとか、国際基準に準拠するとか、誰かの見解や何らかの基準に拠って立ちたいという考えが働くことです。文化財には科学的な根拠に基づく客観性が備わっているからだと思います。抛り所が曖昧なことの実務的問題、教育的問題、国際理解上の問題が具体的に認識されるようになったのは、世界遺産に限ったことだけではありません。

日本の文化財保護分野の関係者が文化財保護法に基づく6類型に照らして「当たり前」と考えていることは、一般の人々から見れば、或いは、世界の人々から見れば、理解し難い側面を持つことに改めて目を向ける必要があるのではないのでしょうか。文化財が身近なもの

になるにつれ、「日本の文化財保護」は全体として難解になっているように思われるのです。

日本が世界遺産条約の締約国に

1992年

- 日本はヴェニス憲章の精神に適合する文化財保護の仕組みと保存修理の手法を既に確立
- アナスタイロース以外の復元を認めない等、ヴェニス憲章には、日本の実態に合わない部分も

- 日本の文化財保護がヴェニス憲章に照らして妥当であることを説明する必要

ヴェニス憲章に適合するところ

ヴェニス憲章に適合しないところ

ヴェニス憲章に適合しない理由 等

3. かつての解釈を記録しておく必要

1. 和訳の不足点・問題点を解消する必要  
2. 現段階での解釈を記録する必要

ヴェニス憲章に対する日本の解釈を明らかにし、その国内への適用に係る基本的な考え方を示すことは、国内の文化財保護に対する貢献であると共に、日本に対する国際社会の理解と信用を得る上で重要

日本イコモスにしかできない仕事です(^)/

1992年に世界遺産条約ができる以前、日本はすでに文化財保護の仕組みと保存修理の手法をある程度確立していました。アナスタイロース以外の復元を認めないといった記述を含むヴェニス憲章は、日本の実態にそぐわない一面も持っています。総じて、ヴェニス憲章にはあまり目が向けられてこなかったように思います。

しかし、1992年以降、世界遺産という取り組みにおいて、日本の文化財保護の妥当性を世界に向けて説明する必要性が生じ、ヴェニス憲章はそれまでよりも重視されるようになりました。しかし、ヴェニス憲章に適合するところ、ヴェニス憲章に適合しないところ、そしてヴェニス憲章に適合しない理由などが、十全に整理されてきたわけではありません。

以上を踏まえ、WGでは日本語訳の見直しに大きく3つの意義を見いだしています。一つはヴェニス憲章に対する適切な理解を共有すること、一つは日本の現在の文化財保護の考えをヴェニス憲章に照らして整理すること、一つは日本の文化財保護の考え方の変遷を新旧の日本語訳の比較を通じて記録すること、です。

ヴェニス憲章に対する日本の解釈を明らかにし、その国内への適用に係る基本的な考え方を示すことは、国内の文化財保護においても、国際社会への貢献においても重要というのがWGで共有している見解です。最初にご説明したように、これは日本ICOMOSにしかできない作業であるとも考えています。

It is our duty to hand them on in the full richness of their authenticity.

### 憲章小委員会WGがオーセンティシティに関して共有したい論点

- (1) authenticity と authority : authorityは誰か
- (2) authenticity と identity : 誰にとってのidentity
- (3) monumentが伝えるメッセージ

そういう中で、WG が、オーセンティシティに関して共有したい3つの論点をスライドにまとめました。

【参考情報】1994年の奈良会議でにおける、パリ大学教授（当時）フランソワーズ・ショエイ先生の、オーセンティシティの概念に係る説明。

- 言語学的にギリシア語に由来するオーセンティシティは、元は法律的な権威或いは神学的に誰もが服従しなければならない権威を意味した。
- ルネッサンス期に批判精神が成長すると共に、権威は理性に依存するようになり、相対的に理解され、学術的な検討を経て歴史的なアイデンティティとなった。
- 近代になると、歴史的遺産の保存を通して存在論的に理解されるようになった。

#### 【考察】Authenticityとは

大衆の信頼を得るための指標となるもの

指標の番人となる権威と共に成り立つもの

基盤となる情報として、1994年の奈良会議で、パリ大学のフランソワーズ・ショエイ先生が、オーセンティシティの概念について説明をした記録があります。もともとオーセンティシティはギリシア語に由来して、法律的な権威あるいは神学的な誰もが服従しなければならない権威を意味したが、ルネッサンス期に批判精神が成長するとともに、権威は理性に依存するようになったとされます。そして近代になると、歴史的遺産の保存を通して存在論的に理解されるようになったとされます。

オーセンティシティというのは、大衆の信頼を得るための指標となるものであって、その指標の番人となる権威とともに成り立ち、機能するように受け止められます。

### (1) authenticity と authority : authorityは誰か

- 世界遺産のauthorityは世界遺産委員会
- 国指定文化財のauthorityは文部科学大臣及び文化庁長官
- 重伝建のauthorityは市町村長及び教育委員会

地域主体の文化財保護 authorityは誰か？  
一つのauthorityに限定できるのか？

### (2) authenticity と identity : 誰にとってのidentity

- 世界遺産は人類としてのidentityの拠り所
- 国指定文化財は国家のidentityの拠り所
- 重伝建のは市町村のidentityの拠り所

同じ文化財でも、地域や個人のidentityの拠り所としての異なる説明が成り立つ

「オーソリティとは誰か」ということについて、当然、世界遺産は世界遺産委員会、国指定文化財は文部科学大臣及び文化庁長官、重伝建は「市町村長及び教育委員会」ということになります。それでは、災害によりポストトラウマ状態になるような文化遺産や、地域主体の文化財保護といった時に、オーソリティは誰になるのでしょうか。オーソリティは一つに限定できるのでしょうか。

これに関連して、誰にとってのアイデンティティなのかということも、同じ議論の枠組みの中にあるように思います。人類としてのアイデンティティ、国家としてのアイデンティティ、市町村としてのアイデンティティと同様、地域や個人のアイデンティティの拠り所となるものとしての文化財の説明も、尊重されるべきではないかと思うのです。

### (3) monumentが伝えるメッセージ

Monument はメッセージを伝えるもの

秋枝ユミさんは、ルーヴァン大学ルメール保存センターでこのように教わりました。

モニュメントが伝えるメッセージは、創建当時の記念性だけか？

今日に継承されるまでに、蓄積されてきた様々なメッセージがあるのではないか？ 【→誰にとってのidentityか】

現在の文化財保護の課題を「複数のAuthorityの調整」と解釈するのならば、authenticityの計測の考え方を整理し、表明しなければならないのは誰か？

ヴェニス憲章の解釈を国や地域ごとに示す必要があることと背景は同一

最後に、モニュメントが伝えるメッセージについてです。WGの秋枝ユミさんは、ルーヴァン大学ルメール保存センターで、モニュメントはメッセージを伝えるものであると教わったそうです。この情報をきっかけとして、WGでは、モニュメントが伝えるメッセージは

創建当時の記念性だけなのか、今日に継承されるまでに蓄積されてきた様々なメッセージがあるのではないかと、モニュメントの考え方の変化に目を向けているところです。

現在の文化財保護の課題を「複数のオーソリティの調整」と解釈するならば、オーセンティシティの計測の考え方はどのように整理し、表明されなければならないのでしょうか。文化財保存活用地域計画とか、景観計画とか、近年に市町村に降ろされた権限の背景や実態等と照らし合わせながら、考えていく必要があるのではないのでしょうか。このことは、ヴェニス憲章の解釈は国や地域ごとに示す必要があるとされることと類似しているのではないのでしょうか。このようなことを考えながら、WGでは検討を進めているところです。

**日仏交流事業を牽引された河野先生の御見解をお伺いしたいこと**

災害で（大規模に）失われた部分を誠実に復元することの文化財の正当性と社会的意義について、日仏に考え方の相違点があれば教えてください。うち、交流事業を通じて相互理解が深まったことがあれば教えてください。

災害で（大規模に）失われた部分を誠実に復元することにあたってのAuthenticityの計測のあり方（例：適用項目の変更、新たな包括的項目の必要）及び、これに合わせたintegrityの考え方について、現時点での先生のお考えをお聞かせください。

【背景を成す疑問】  
首里城正殿は、特別史跡（＝世界遺産）を構成する要素ではないが、教育的観点から誠実に復元の必要があるという日本のAuthorityの考え方は、仏側にどのように理解されたのか。  
また、首里城正殿は数度の滅失と再建がなされている点にMonumentとしてのメッセージ性があり、沖縄県民のIdentityにも影響していると思われるが、このことは議論の中でどのように受け止められたのか。



本日、河野先生にお伺いしたいことを青字で、その背景をなす疑問を緑字でスライドに整理しました。（以下、スライドの読み上げにつき、記録省略）



本日は、河野先生の御講義を楽しみにしております。  
宜しく願い申し上げます。

予定よりも長い話となり、申し訳ありません。このようなことで、憲章小委員会一同、河



野先生の御講義を拝聴できることを楽しみにしております。よろしくお願い申し上げます。

### 3. 講演「被災文化遺産を通してオーセンティシティを考える」

(九州大学名誉教授・国際イコモス名誉会長 河野俊行先生)



ご紹介に預かりました、河野です。今日は、貴重な機会を与えていただきまして感謝申し上げます。私の限られた経験と知識でどれだけお答えできるか大変心許ないですけれども、限られたところでお務めを果たしたいと思っております。

<p><b>OG (1978) adopted by the 1<sup>st</sup> WHC</b></p> <p>9. In addition, the property should meet <b>the test of authenticity</b> in design, materials, workmanship and setting; authenticity does not limit consideration to original form and structure but includes all subsequent modifications and additions, over the course of time, which in themselves possess artistic or historical values.</p> <p>→オーセンティシティに規範的機能 他方、規準が多様化</p> <p>議論状況は？</p>	<p><b>OG (2005)</b></p> <p>Depending on the type of cultural heritage, and its cultural context, properties may be understood to meet <b>the conditions of authenticity</b> if their cultural value (as recognized in the nomination criteria proposed) are truthfully and credibly expressed through a variety of attributes including:</p> <ul style="list-style-type: none"><li>form and design;</li><li>materials and substance;</li><li>use and function;</li><li>traditions, techniques and management systems;</li><li>location and setting;</li><li>language, and other forms of intangible heritage;</li><li>spirit and feeling; and</li><li>other internal and external factors.</li></ul>
--	--

まず、私がオーセンティシティについて興味を持った一つのきっかけは、第一回の世界遺産委員会で採択されたオペレーショナル・ガイドラインです。その1978年バージョンを見てもみると、“the property should meet the test of authenticity in design, materials,～”と書いてあります。この“the test of authenticity”の“test of ～”は、法律でよく使う表現です。「～の要件を満たす」とか、条文あるいは判例上のルールに適合するかどうかについて“test

of ~”という言葉をよく使うわけです。これを見た時に「オーセンティシティ」という言葉には、ある種の規範的な機能があるなど直感したわけです。それが後になって、“the conditions of authenticity”という語りに変わっています。ご案内の通り、それを考えるための要素が大きく広げられたわけです。

そうすると、規範的な機能がありながら、基準の方が、つまり判断の参考にする要素の方が広がっていくということによって、ある種の不安定さが出てくるだろうと。その不安定さが出てくる中で「じゃあ、規範的な観点から見るとどんな議論になっているのだろうか」というのが、私の基本的な興味の出発点でした。

オーセンティシティに関する主要文書	
1964年 ヴェニス憲章	
1979年 バラ憲章 ver.1	← WHC 運用指針1978年版
1994年 奈良文書	
2000年 リガ憲章	
2013年 バラ憲章現行版	← WHC 運用指針2005年版
2014年 Nara+20 (勧告+事例研究)	奈良文書はAnnex 4として統合

ここでちょっと文書の整理をしてみますと、ヴェニス憲章ができてから来年で60年になるわけです。その間にいくつかの重要な文書が採択されています。この他にも宣言とか、勧告が採択されていますけれども、大きく取り上げられるべきものとしては、ヴェニス憲章、奈良文書、リガ憲章、バラ憲章ぐらいかなと思っております。

スライドの向かって左側の方には、それらを時系列で並べました。右側は、先ほどのオペレーショナル・ガイドライン（作業指針）の複数のバージョンを置いています。

1994年の奈良文書は、2005年版の作業指針のAnnex 4として統合されています。奈良文書が、専門家による文書という位置づけを大きく変えたと理解できる局面であるわけです。

左側の最後の2014年のNara+20は、世界遺産条約の40周年記念事業を京都で行った時に奈良文書の20周年でもあったので、それに合わせて専門家会合を開き、かつ事例研究もして、オーセンティシティと文化遺産の社会的側面に関わる文書として採択したものです。

奈良文書を規範的観点から取り上げた議論、出版物は内外共に多くない：日本にとっては現行実務の正当性の言語化、欧州にとってはヴェニス憲章で足りる

1994年から20年間の社会変化：

1994年WTO発足、ハイパー・グローバル化

インターネットによる新時代（1990年代初頭www誕生；1995年Windows 95；2007年iPhone）

規範的な機能を果たす制度・装置としてのオーセンティシティ論は社会の変化と無関係に存在しうるか？

当時、私は、奈良文書に興味がありましたので、奈良文書を規範的な観点から取り上げた議論とかがどうなっているのか、ちょっと調べてみたんですけども、（国）内外ともに出版されたものはあまり多くないという印象をもちました。1つの推測にすぎませんが、日本にとって奈良文書ってというのは、それまで積み上げてきた保存実務を正当化するための言語化作業であったとするならば、奈良文章を日本がことさらに取り上げて、何かを打ち出して行く必要はない。他方、欧州にとってはヴェニス憲章で足りる。それゆえ（奈良文書に関して）あまり出版物が出なかったのではないかと。

1994年の奈良文書採択後から大体20年の間にドラスティックな社会変化があったと思っています。まず1994年は、シンボリックですけどもWTOが発足して、それを機にハイパー・グローバル化ともいうべき国際的な国際貿易のドラスティックな動きが始まります。それから、インターネットがちょうど普及し始めた時期に当たります。1990年代の初頭に、World Wide Webが誕生して、それから95年にはWindows 95が発表されて、それから、その10年足らずの間にiPhoneが出て、今やもう、スマホを持たない人はいないと思われるぐらいになっている。こういうことが、実に短期間の間に起こった。モノ、カネ、ヒト、それから情報のあり方が大いに変わった時期です。

そういう中で、文化遺産と、それに対して規範的な機能を果たす装置としてのオーセンティシティ論は、社会の変化と無関係に存在しうるのだろうかという疑問が出てきました。

## Nara+20

5つの勧告  
グローバル事例研究（公募）

（2014年10月22日～24日世界文化遺産奈良カンファレンス）

（[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaitokubetsu/3\\_03/pdf/shiryo\\_1.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaitokubetsu/3_03/pdf/shiryo_1.pdf)）

### 1 遺産プロセスの多様性

奈良文書が、真実性は、文化的背景に応じて異なると述べているように、文化遺産のコンセプト自体が、多様な形とプロセスを前提としている。過去20年間に、遺産の管理保全の実践において、文化遺産が作り出され、活用され、解釈され、守られてきた社会的プロセスを考慮するようになってきた。さらに、社会的なプロセスや真実性の認識が、遺産への新しいアクセスや体験のための方法や技術によって影響されている。この、より幅広い文化の形やプロセス、そして有形遺産と無形遺産のダイナミックな相互関係を評価するための方法論に関して、さらなる検討が必要である。

そこで、その社会との関係を考えてみようという発想の下で、文化庁に大変お世話になり、九州大学にも一部お金を出してもらいまして、専門家会議（Nara+20）を主宰しました。まず姫路で、次いで福岡で、それから最後は奈良で行いました。このNara+20のパブリケーションをちょっとサボっておりましたので、ご存じない方もおられるかと思えます。そこで、ちょっと長くなりますけども、ご紹介します。2014年の奈良会議では公募したグローバルな事例研究もした上で、5つの勧告を採択しました。この5つの勧告の中に、かなりいろいろ役立ちそうなことが入っていますので、下線を引いております。

まず1つ目ですが「遺産プロセスの多様性」。

奈良文書は、真実性は、文化的背景に応じて異なると述べているように、文化遺産のコンセプト自体が、多様な形とプロセスを前提としている。過去20年間に、遺産の管理保全の実践において、文化遺産が作り出され、活用され、解釈され、守られてきた社会的プロセスを考慮するようになってきた。さらに、社会的なプロセスや真実性の認識が、遺産への新しいアクセスや体験のための方法や技術によって影響されている。この、より幅広い文化の形やプロセス、そして有形遺産と無形遺産のダイナミックな相互関係を評価するための方法論に関して、さらなる検討が必要である。

## 2 文化的価値の進化の意味するもの

奈良文書は、文化遺産が継続的に進化の過程をたどることを認めている。過去20年間に、この進化への認識が遺産管理上の課題へとつながり、実務にあたる人々が普遍的な遺産保護の原則の有効性に疑問を抱くようになった。さらにこの間、コミュニティの遺産プロセスへの有益な関与により、以前は認識されなかったような新しい価値が受容されるようになった。これらの変化は、価値の認知と真実性の決定が、単一の評価ではなく、見解や考え方が時間とともに変化することに適応する定期的な再評価に基づいてなされることを求める。真実性が定期的に評価されることを可能とするプロセスについて、よりよく理解される必要がある。

### 2 「文化的価値の進化を意味するもの」。

奈良文書は、文化遺産が継続的に進化の過程をたどることを認めている。過去20年間に、この進化への認識が遺産管理上の課題へとつながり、実務にあたる人々が普遍的な遺産保護の原則の有効性に疑問を抱くようになった。さらにこの間、コミュニティの遺産プロセスへの有益な関与により、以前は認識されなかったような新しい価値が受容されるようになった。これらの変化は、価値の認知と真実性の決定が、単一の評価ではなく、見解や考え方が時間とともに変化することに適応する定期的な再評価に基づいてなされることを求める。真実性が定期的に評価されることを可能とするプロセスについて、よりよく理解される必要がある。

## 3 多様な関係者の参画

奈良文書は、文化遺産に対する責任を、それをつくりあげた、もしくは、それを保護して、過去20年間に、この進化への認識が遺産管理上の課題へとつながり、実務にあたる人々が普遍的な遺産保護の原則の有効性に疑問を抱くようになった。さらにこの間、コミュニティの遺産プロセスへの有益な関与により、以前は認識されなかったような新しい価値が受容されるようになった。これらの変化は、価値の認知と真実性の決定が、単一の評価ではなく、見解や考え方が時間とともに変化することに適応する定期的な再評価に基づいてなされることを求める。真実性が定期的に評価されることを可能とするプロセスについて、よりよく理解される必要がある。

### 3 「多様な関係者の参画」。

奈良文書は、文化遺産に対する責任を、それをつくりあげた、もしくは、それを保護して

いる特定のコミュニティーに割り当てている。過去 20 年間の経験は、文化遺産が、1994 年には存在せず、仮想空間において形成されるグローバルコミュニティーを含む、より幅広いコミュニティーや関係するグループにとって様々なかたちで重要な意味を持ち得ることを示した。この状況は、個人が同時に一つ以上のコミュニティーのメンバーになり得ること、そして、遺産に関する法律や意思決定の仕組み、さらに経済利益によって決められることが多い関係者間の力の不均衡によって、さらに複雑になっている。遺産の重要性、価値、真実性、管理、活用を確立あるいは認識する力を有する人々は、発言力をほとんどもしくは全く有していないコミュニティーの人々を忘れることなく、これらのプロセスにおけるすべての関係者を巻き込む責任がある。遺産の専門家は、遺産に関わっており、遺産に影響を与える可能性を持つコミュニティーに注意を払うべきである。権利、責任、代表者やコミュニティーの参加度合いを識別する手法についての、さらなる検討が必要である。

#### 4 相反する主張と解釈

奈良文書は、文化的価値どうしが相反するような場合に、文化の多様性を尊重することを求めている。過去 20 年間に、遺産の競合する価値や意味は、おそらく解決不可能な対立に発展するかもしれないことが明らかになった。このような状況に対処するために、遺産にかかる議論を調停する信頼性・透明性があるプロセスが必要である。これらのプロセスは、その重要性について共有理解に達しないときであっても、対立するコミュニティーが同意の上遺産の保護に参加することを求める。合意形成の方法を遺産の実践に適用するために、さらなる検討が必要である。

#### 4 「相反する主張と解釈」。

奈良コミュニティー価値どうしが相反する場合に、文化の多様性の尊重を求めている。過去 20 年間に、遺産の競合する価値や意味は、おそらく解決不能な対立に発展するかもしれないことが明らかになった。このような状況に対処するために、遺産にかかる議論を調定する信頼性・透明性があるプロセスが必要である。これらのプロセスは、その重要性について共有理解に達しないときであっても、対立するコミュニティーが同意の上遺産の保護に参加することを求める。合意形成の方法を遺産の実践に適用するために、さらなる検討が必要である。

#### 5 持続可能な開発における文化遺産の役割

奈良文書は文化と開発の課題に具体的には言及していない。しかし、過去20年間に、持続可能な開発や貧困を減らすための戦略において文化遺産を考慮する必要性が広く認められるようになった。開発戦略における文化遺産の活用にあたっては、社会経済的利益の配分への公平な参加を確保しながら、文化的価値、プロセス、コミュニティの懸念、そして行政上の手続に考慮しなければならない。文化遺産の保護と経済開発の間の利益の相反関係は、持続性の概念の一部と見なされなければならない。文化遺産が文化遺産の持続可能な開発のために果たす役割を探り、文化的価値とコミュニティの懸念がすべての開発プロセスに統合されるように、相反する利益関係に係る評価や相乗効果の創出の方法を特定するためのさらなる検討が求められる。

#### 5 「持続可能な開発における文化遺産の役割」。

奈良文書は、文化と開発の課題に具体的には言及していない。しかし、過去20年間に、持続可能な開発や貧困を減らすための戦略において文化遺産を考慮する必要性が広く認められるようになった。開発戦略における文化遺産の活用にあたっては、社会経済的利益の配分への公平な参加を確保しながら、文化的価値、プロセス、コミュニティの懸念、そして行政上の手続に考慮しなければならない。文化遺産の保護と経済開発の間の利益の相反関係は、持続性の概念の一部と見なされなければならない。文化遺産が文化遺産の持続可能な開発のために果たす役割を探り、文化的価値とコミュニティの懸念がすべての開発プロセスに統合されるように、相反する利益関係に係る評価や相乗効果の創出の方法を特定するためのさらなる検討が求められる。

こういう5つの勧告を採択したわけです。先ほどの下間先生のお話と響き合うところが、あちらこちらに含まれているような気が個人的にはしています。



## 問題意識

2015年（Nara+20 発表の翌年） パルミラ遺跡破壊、アレッポ被災、カトマンズ大地震→ポストトラウマを見越した時、オーセンティシティ論が問題になる

- 1) 各文書の背景：射程範囲の確定作業がなされているか；One-size-fits-all モデルはありうるのか；適用される事例のコンテクストを意識した議論が成立しているか
- 2) 専門家間の閉じた議論に終始していないか
- 3) 多様なステークホルダー：誰のためのオーセンティシティ論かが明確に意識されているか
- 4) 事例研究に混乱はないか、体系化がなされているか

この Nara+20 を発表してあまり時間を置かないで驚くべきことが起こったわけです。パルミラ遺跡が破壊され、アレッポが被災し、カトマンズで大地震が起こるということが短期間の間に起こりました。こういう状況の中で、ポストトラウマを見越した時に、オーセンティシティが間違いなく問題になるだろうと思ったわけです。

それまでの私の問題関心は、オーセンティシティと社会との関係を意識しないとイケないのではないか、ということでしたが、この破壊あるいは被災という状況に照らした時に、言ってみれば社会が非常事態に陥ったわけですので、特別なアクションが必要なのではないかと考えました。

その際、冒頭に挙げた各文書の成立背景や射程範囲の確定作業はちゃんとなされているのだろうか1つの文書があらゆる局面に適用される One-size-fits-all モデルということがあるのだろうか。むしろ、適用される事例のコンテクストを意識した議論が必要なのではないか。そうだとすれば、事例研究が必要と思われるが、その作業は体系化されているのだろうか、ということが、新たな疑問として出てきました。

それから、オーセンティシティの議論は、専門家間の閉じた議論に終始していないのだろうか、また、誰のためのオーセンティシティ論なのか明確に意識されているのか、といったことも気になり始めました。

## 各文書の射程範囲如何：ヴェニス憲章

### RESTORATION

#### Article 9.

The process of restoration is a highly specialized operation. Its aim is to preserve and reveal **the aesthetic and historic value of the monument** and is based on respect for original material and authentic documents. It must stop at the point where conjecture begins, and in this case moreover, any extra work which is indispensable must be distinct from the architectural composition and must bear a contemporary stamp. The restoration in any case must be preceded and followed by an archaeological and historical study of the monument.

各文書の射程範囲をちょっと見てみたいと思います。例えば、ヴェニス憲章は 9 条で、“RESTORATION”の条文の中で、“The process of restoration is a highly specialized operation. Its aim is to preserve and reveal the aesthetic and historic value of the monument”と書いてあるわけです。美的それから歴史的な価値、このモニュメントのそういう価値について焦点を当てていると。後でまた申しますけども、じゃあそれ以外の価値はどうなるのだろうかという問題は出てくるわけです。

15条はExcavation以外の事例に及びうるのか

### EXCAVATIONS

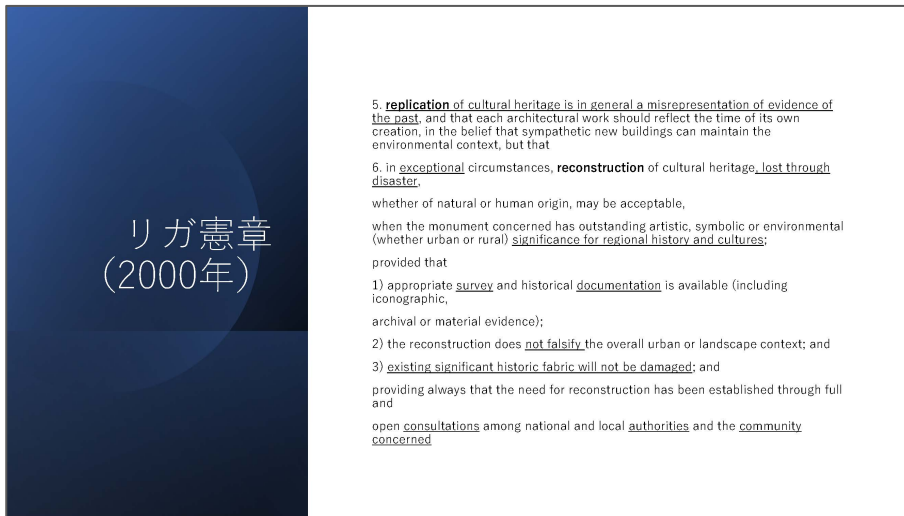
#### Article 15.

Excavations should be carried out in accordance with scientific standards and the recommendation defining international principles to be applied in the case of archaeological excavation adopted by UNESCO in 1956.

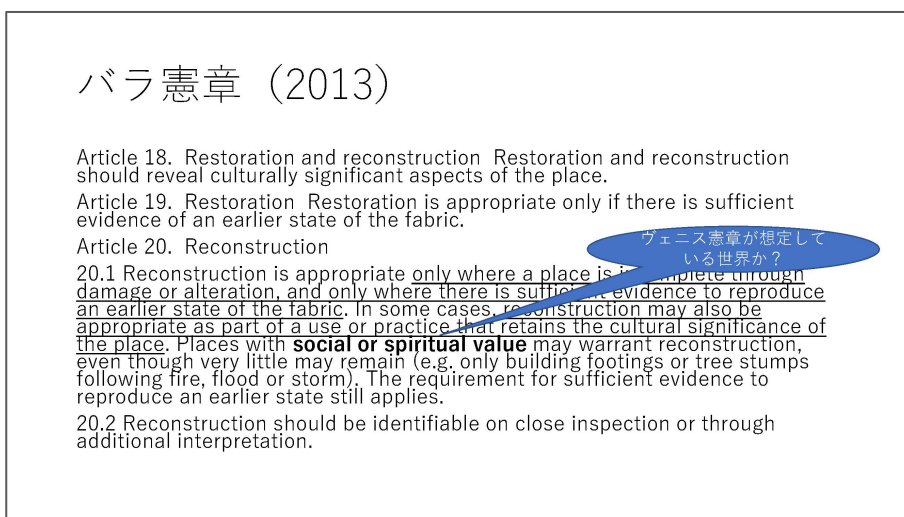
Ruins must be maintained and measures necessary for the permanent conservation and protection of architectural features and of objects discovered must be taken. Furthermore, every means must be taken to facilitate the understanding of the monument and to reveal it without ever distorting its meaning.

All **reconstruction** work should however be ruled out "a priori". Only anastylosis, that is to say, the reassembling of existing but dismembered parts can be permitted. The material used for integration should always be recognizable and its use should be the least that will ensure the conservation of a monument and the reinstatement of its form.

それから 15 条で、リコンストラクションについてその 3 項で触れていますが、アナスタイロシス以外は、リコンストラクションは基本的には排除されるべきであるとして書いてあるわけですが、昨日のアレハンドロさんの発表でもおっしゃっていましたが、15 条はあくまで“EXCAVATIONS”の文脈の規定ですので、発掘以外の事例に 15 条がそもそも適用になるのかという根本問題があります。



リガ憲章を見ても、レプリケーションは排除するけれども、6条で“in exceptional circumstances, reconstruction of cultural heritage, lost through disaster, ~, may be acceptable,”と書いてあるわけです。つまり、ポストトラウマを考えた時に、リコンストラクションというのは例外的にできると。それで、そのための考えるべき要因をリストアップしてあるわけです。



バラ憲章を見ても、リコンストラクションについては、“appropriate only where a place is incomplete through damage or alteration”と書いてありまして、リコンストラクションを限定的に認めるというスタンスですが、そこで、“social or spiritual value”というのが書いてあります。これは、例えばヴェニス憲章は想定していたのかということは、今度巻き戻して出てくるわけです。でも、こういう各文書それぞれに、各文書の独自の世界があって、その世界がどういうふうに響き合っているのか、重なり合っているのかということを整理

していく必要があるだろうと思ったわけです。

## 私見

- ヴェニス憲章は、ポストトラウマ状況のreconstructionについては何も述べていないのではないか
- リガ憲章の成立背景・地域的特性、バラ憲章は豪州のヘリテージを念頭→そのまま普遍的な適用可能性を持ちうるか
- 日本はヴェニス憲章、奈良文書を片手に、他の憲章を参考にしつつ、災害多発国としてのあり方を独自に考え、言語化する必要があるのではないか

私見ですけども、ヴェニス憲章は、少なくともポストトラウマのリコンストラクションについて何も述べていないのではないか。15条はあくまでエクスカベーションの文脈の条文なのであって、ポストトラウマのリコンストラクションについては、ヴェニス憲章は何も言っていないのではないか。

リガ憲章はソ連から独立したバルト三国でいろんなリコンストラクション・プロジェクトが生まれつつある時に成立したという状況がありますし。それから、バラ憲章は、あくまでオーストラリアのヘリテージを対象にしているという文書ですので、そのまま普遍的な適用可能性は持ちえないのではないか。あくまで参考資料ではないか。

日本はそうすると、ヴェニス憲章が冒頭で述べている科学的なアプローチ、それから奈良文書で認められているより広い要素を考慮した多様性を認められたアプローチを片手に持ちながら、かつ、他の憲章も参考にしながら、災害多発国としてのあり方を独自に考えるべきなのではないか。つまり、ポストトラウマを考えた時に、直接それについて言及している文書はないので、日本として自分の頭で考えて言語化する必要があるのではないか、そういうことを思ったです。

## 問題意識から 実践へ

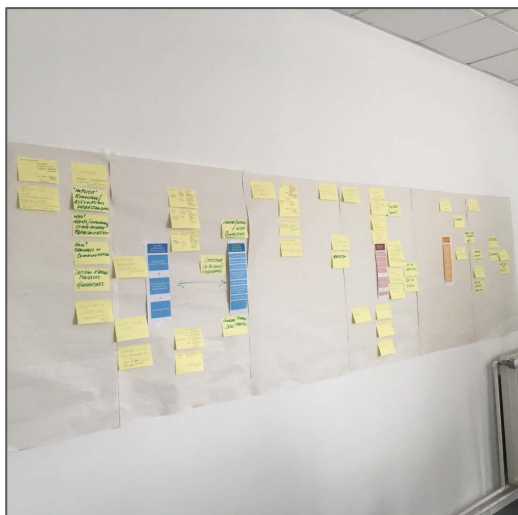
- コンテキストを意識：  
• ポストトラウマ（自然災害）に限定
- 文化遺産をプロセスとして意識
- 事例研究と概念枠組みの  
両輪



そういう問題意識を実践してみたのが、先ほど山田さんがご紹介下さったいくつかの文書です。今ご覧いただいているのは、そのためにパリの ICOMOS 本部で行ったミーティングの写真です。一般的なオーセンティシティの議論ではなくて、どういうコンテキストなのかを意識しようと考え、ポストトラウマに限定する。その中でも意図的破壊あるいは戦争破壊はちょっと置いといて、自然災害に限定して議論しました。

それから、文化遺産の修復あるいは再建を一過性の営為と考えるのではなくて、プロセスとして考える。1 回起こったことはまた起こる、特に自然災害の場合には 1 回起こったことはまた起こるかもしれないので、あくまでプロセスとして考える。事前からその事後まで含めて考えるということです。

それから、事例研究をバラバラにしておかない。概念的な枠組みを作って、そこときちんと結びつけていく必要があるのではないかと考えました。



### ICOMOS → Themes → Recovery and Reconstruction

- 被災世界遺産回復のためのガイダンス文書（イクロムと共同で新バージョンを策定中－完成間近）
- バラバラの事例研究に構造を付与→ポストトラウマ事例研究用マトリクス
- マトリクスを用いたイクロムと共同事例研究（公募）－日本からは応募無し

今お示ししている写真は、そのプロセスに分解した時にどうなるか、事前からその最後の事後まで、ヘリテージのプロセスとしてポストトラウマを、つまり、プリトラウマ、トラウマ、それからポストトラウマというかたちで分解していくと、こういうふうになっていくというのを、フリップチャートを使って、みんなで議論したわけです。

ICOMOS のホームページを見ていただきますと“Themes”というタブがありますので、そこをクリックしていただくと、その中で“Recovery and reconstruction”というのがあります。そこに、これまでやってきたことのエクササイズの結果がアップされています。

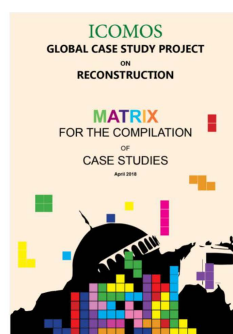
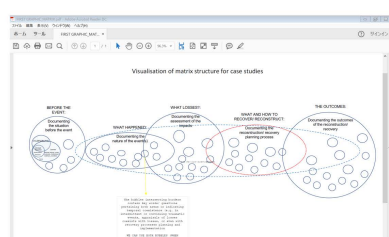
大きく分けて3つあります。

1つは、世界遺産回復のためのガイダンス文書です。これは、今 ICCROM と共同で新バージョンを策定していて、ほぼ完成しています

それから2つ目。事例研究をお願いすると、各発表者のそれぞれ興味で 取り上げる場所が変わったり、取り上げるスタンスが変わったりします。それでは事例研究を聞いても、「勉強になった、面白かった」という以外、次の議論に進まないと思いましたので、その事例研究のマトリックスを作ってみようというのが2つ目です。

3つ目のプロジェクトとして、実際にそのマトリックスを使った事例研究を集めてシンポジウムを開催しました。事例は国際公募しましたが、残念ながら日本からの応募はありませんでした。

## マトリクス：事実解明のための質問集




先に述べたマトリックスとはどういうことなのかを見てみますと、基本的には事実を明らかにするための、あるいは事実の後に必要とされるかもしれないエビデンスを集めるためのチェックリストのようなものからなっています。

左側のイラストは、5つのプロセスに分かれていて、このドットが質問というように考えてください。この後でざっとご紹介します。この構造は、今 ICCROM と作っている被災し

た世界遺産の回復のためのガイダンス文章にも引き継がれています。

Component 1:  
The Heritage Resource and its Context **before**  
the impacting Event



1914

- 1.1 Description, Designation and Recognition
- \* Form, Function, Creation and Transformation
- \* Official designation or inscription
- \* Scholarly Recognition
- \* Popular Recognition

19

マトリクスには5つのコンポーネントがあります。(例としての)写真は、戦後復興の事例として東京駅を使うことしました。

まず1つ目、“The Heritage Resource and its Context before the Impacting Event”という  
ことで、トラウマ前の状況です。“Description, Designation, and Recognition”。それから、  
“Form, Function, Creation and Transformation”、“Official designation or inscription”、  
“Scholarly Recognition”、“Popular Recognition”

(contd.)

---

## 1.2 History and Context

---

\* History, Ownership, Environment

---

\* Social and Economic Setting Framework

---

\* Framework, Agents and Communication

---

\* Bibliography of Documentation

---


20

それから“History and Context”。そこには“Social and Economic Setting Framework”とか、  
それから“Framework, Agents and Communication”、“Bibliography of Documentation”とい

うものが入っています。こういうことをきちんと集めておくと、トラウマ自体が起こった時に、次のステップとして進むために役に立つということです。


## Component 2. The nature of the Impacting Event(s)

- \* General Description
- \* General Impact of the event
- \* Impact on the Significance and Values
- \* Emergency Repair to Date
- \* Documentation and Narratives



次にトラウマ自体の記述、どういうものであったかということです。  
東京駅の場合は、これは当然ながら東京大空襲になります。

## Component 3. Post-Event Appraisals



- \* Assessment
- \* Post-event Documentation
- \* Challenges for Recovery
- \* Responses and Recovery Programme
- \* Values and Sustainability
- \* Drivers, Agents and Governance


22

それから、直後の状況です。“Assessment”、“Post-event Documentation”、“Challenges for Recovery”、“Responses and Recovery Programme”、“Values and Sustainability”、“Drivers, Agents and Governance”。こういうことを後から振り返って書くことによって、制度的な問題がもしあったならば、それはどこだったのかということが明らかになっていくわけです。



例えば、同じマトリクスを使って書いてもらったクライストチャーチ（NZ）のレポートがありますが、復興関係の省庁と文化遺産関係の省庁の間にコミュニケーションがなかった結果、多くの家屋が失われたというような報告がありました。これは日本の場合も全く同様です。ニュージーランドの場合は、その後法律を改正して、その2つの省庁の間にコミュニケーションが図られるような制度改正をしたのですが、日本は全く手つかずのままになっているということも、こうして比較してみると出てくるわけです。

### Component 4: Documenting Response Action, Timeframes, Resources and Costs



- \* Actual Implementation and Timescales for the Recovery Programme
- \* Resources and Costs of Implementation

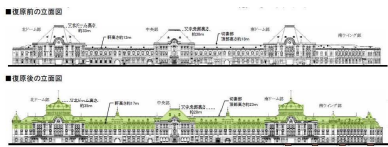
2012

23

それから、コンポーネットの4は“Documenting Response Action, Timeframes, Resources and Costs”ということで、“Recovery Programme”になります。

東京駅の場合には、1947年に応急的な工事がされて、その後半世紀以上経った後に、復原ということになったわけです。時間はかかりましたが、トラウマ後のリカバリーと位置づけました。

## Component 5: Documenting the Outcomes and Effects



- \* Assessment of the Outcomes with regards to the Recovery of the Heritage Resource
- \* Ownership of Results
- \* Documenting the Recovery Programme

24

それから最後、“Documenting the Outcomes and Effects”です。

復原された東京駅が、例えばどういうふうに評価されているのか、あるいは人がより集まるようになったとか、ドームの下から見上げている人が増えてくるとか、そういうことも含めてプラスだったのかどうだったのかということになってきます。

こういう5つのプロセスを作ってみたわけです。

## Test case studies



25

その検討過程で、テストケースとしてのケーススタディもやりました。これのいくつかのものは、ICOMOSのウェブサイトでも挙がっています。イタリアのベンツォーネは、地震で崩壊した教会で、世界遺産でもないのですが、教会の石を一個一個全部並べて、復元した事例です。サラエボ、クライストチャーチ、カスビ王墓等も入っています。これが国際公募事業の事例研究のベースになったものです。



こういう作業を進めているところに、アナス・ホスビリス(annus horribilis=酷い年)としての2019年が来て、ノートルダムと首里城正殿が同時に失われるという状況になったわけです。



それを受けて、先ほどご紹介いただきましたが、Webの展覧会を企画しました。2年ほどかけて3か国語で作りました。スライド上部のURL( <https://www.notredame-shurijo.com/> )に入ってください、日本語、フランス語、英語から選択いただければと思います。

**なぜウェブ展覧会なのか？**

仏国内では、2019年から2020年にかけて政治問題化  
愚直なアプローチは逆効果

被災文化遺産の問題を一般市民に伝える有用性

**なぜ2事例なのか**

被災後の社会的リアクションが類似

ご案内の通り、ノートルダム寺院の火災後、それどういうふうに回復すべきかについて、大いに政治が絡むという状況になっていました。2020年、火災の翌年の7月だったと思いますが、首相が、火災直前の状況に戻すと突然発表しました。それまでは、完全な大統領マターになっていて、どういうふうな検討状況なのかわからなかった。フランスの文化省の人からも情報が取れないと、ある人は嘆いていました。

そういう中で、火災直後、モダンな要素を含む再建計画には反対するというような、数百のEメールがICOMOSの中で飛び交いました。反対声明を出すかどうかも検討しましたが、フランスICOMOSの会長と相談して、出さないということを決めたわけです。フランス国内の極めて機微な政治的状況の下で、迂闊なアクションを起こすのは逆効果になりうると考えて、署名活動とか、声明を出すことをやらないと決めたわけです。

しかし、何らかのメッセージは発しないといけないだろうと個人的には思っていました。その方法として、展覧会というアプローチを選んだわけです。これは、フランスICOMOSの主だった人に相談したら、大変喜ばれまして、一緒に作業が始まるということになりました。

それから、もう一つ、展覧会にしますと、いろんな人に見ていただけるということが考えられます。一般市民にも被災文化財の意味を考えてもらう機会を作れるだろうというふうに思いました。

ではなぜ、ノートルダムだけでなく首里城も併せたのか。それは、私の目から見て、両者はいろんなものが違うのに被災後の社会的なリアクションがとてもよく似ているというふうに感じられました。多くのステークホルダーがある文化遺産の被災、また社会的な観点からの切り口ということ考えた時に、両者を比べてみる、両方並べてみるこの意味は十分にありと感じたわけです。

- コンセプトづくりに議論→無形的・社会的側面を柱の一つに
  - ビジュアルを前面に出す→厳格な字数制限
  - 三か国語構成による多大な手間暇
  - 著作権処理
- 
- 日仏少数チームによる効率的運営→2週間・1か月毎のミーティング

展覧会をやろうということは合意できたけれども、どう実施するか。当初は、フィジカルな展覧会とウェブと両方やろうと思っていたのですが、フィジカルの展覧会のコストが膨大になることが分かり、諦めてWEB展覧会に特化することにしました。

それと並んで、どういうコンセプトにするか、大変時間を使ってフランスイコモスの人たちと議論をしました。当時フランス国内でノートルダムを取り上げる展覧会は、すでに複数企画されていて、それと並んでこれを作る意味はどこにあるのかということが大いに議論したわけです。結無形的な側面、社会的な側面というのを出すことで、コンセンサスが得られ、それから前に進むようになりました。

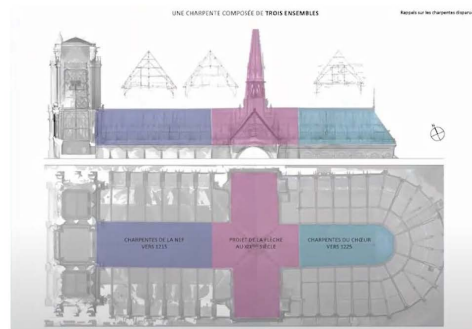
進める中で難しかったのは、あくまで展覧会ですので、ビジュアルが全面に出ないといけない。専門家をお願いすると、いっぱい書きたいので、膨大なテキストが出てくるんですが「すみません、ここは50字以内にしてください」とか、「100字以内でないとダメです」とか言ってバサバサ切ったり、それから、あるいは戻してもう一回書き出してもらったりということを相当程度やりました。

それから、3か国語構成にしたので、言葉の調整という観点からは、2か国語対応とは比べ物にならない手間暇がかかりました。

使わせていただいている数百の画像の著作権処理も大変な作業でしたが、みなさんから許諾をいただけることができました。

運営としては、日仏少数チームで基本的な方針を決めて前に進んでいきましたので、大変効率的な運営ができたかと思っています。一時期は2週間に1回ミーティングしたり、それがちょっと収まりますと1ヶ月ごとのミーティングとか、フランス人であっても8月にミーティングしてくれるとか、ちょっといろんな驚きもありましたけれども、大変前向きに物事が進んでいきました。

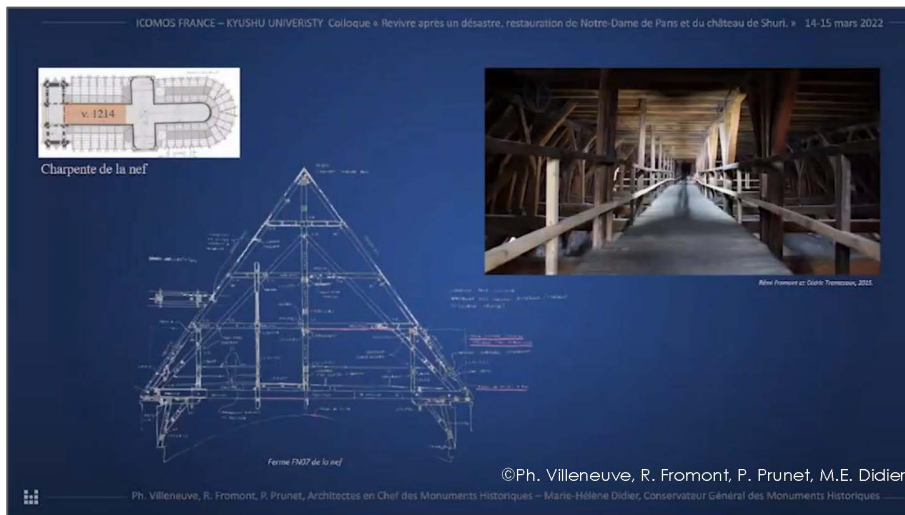
## 復元



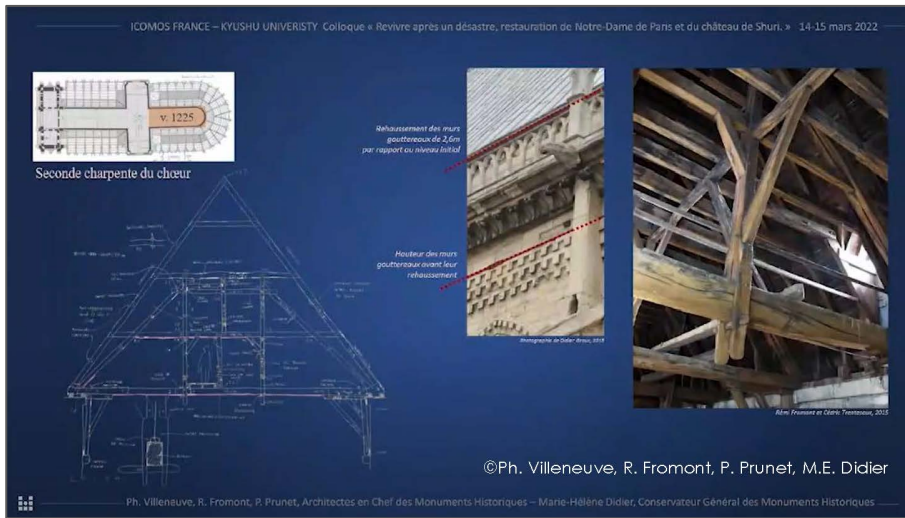
©Ph. Villeneuve, R. Fromont, P. Prunet, M.E. Didier

その展覧会の中で、今日のテーマに若干関係するようなところを、まだご覧になってない方もおられるかと思しますので、若干だけお示ししたいと思います。

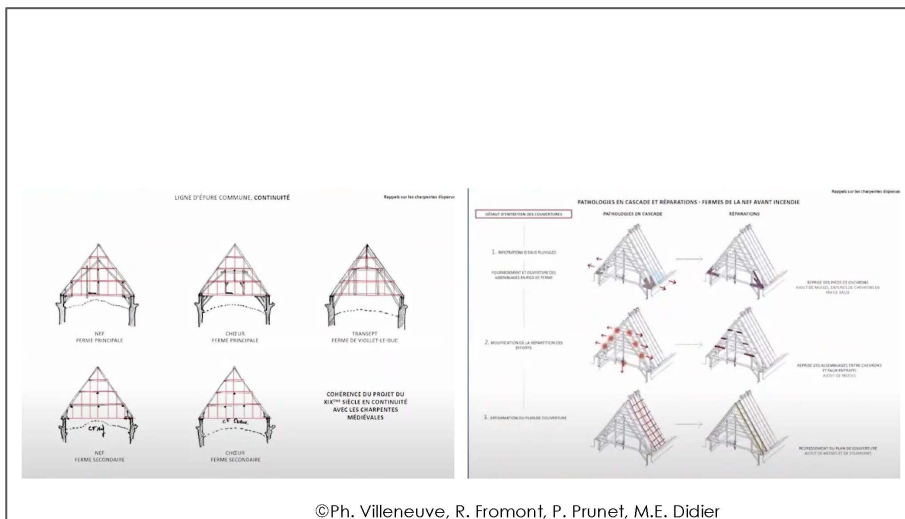
\*画像は同展覧会および開催された webinar からの引用（編集）



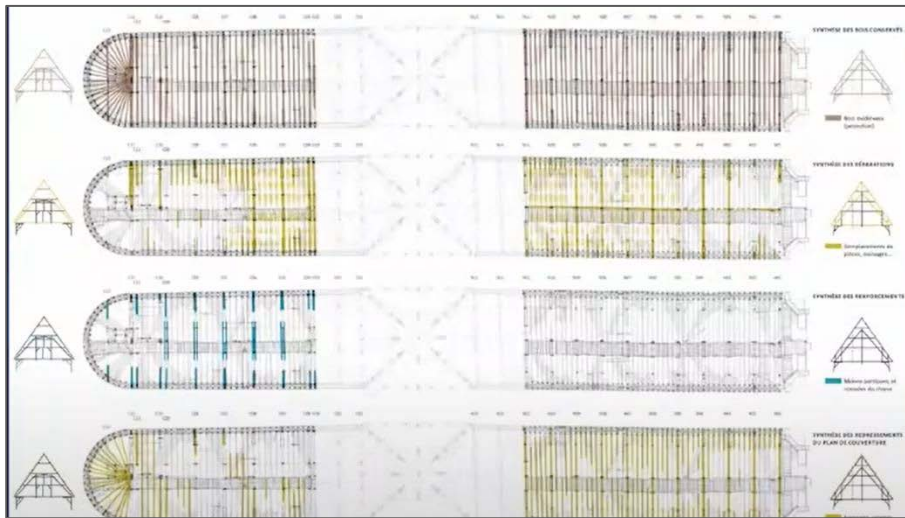
まず復元に関して、小屋組みのタイポロジーについての関係のスライド、あるいは関係の資料です。ノートルダムの火災で、屋根・小屋組み、それから尖塔は完全に消失して、それからヴォールトの一部も崩壊したわけです。どうやって元へ戻していくのかということですが、小屋組みの調査についてはいくつかのタイポロジーがあって、それを一つ一つ手作業で調整された資料があるわけです。



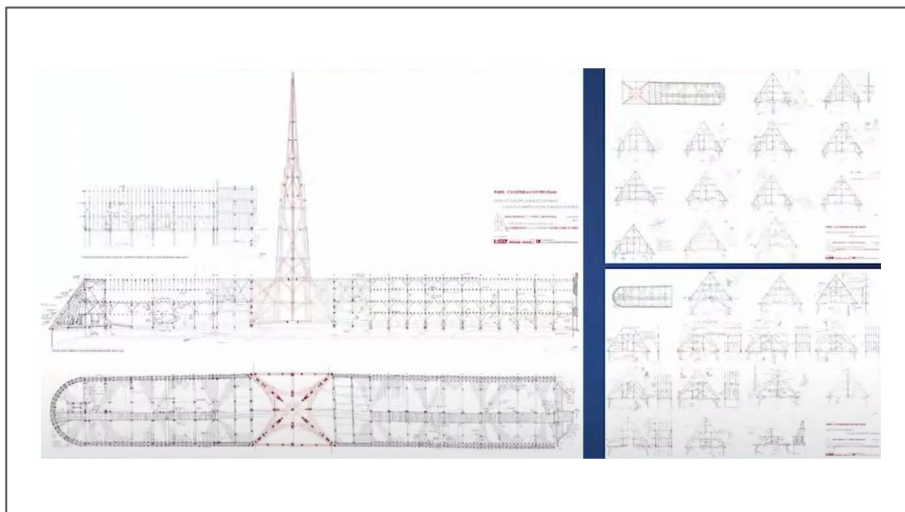
このような調査です。



これはメンバーと一緒にミーティングをしていたベンジャマン・ムートンさんの指導で作られていたわけですが、

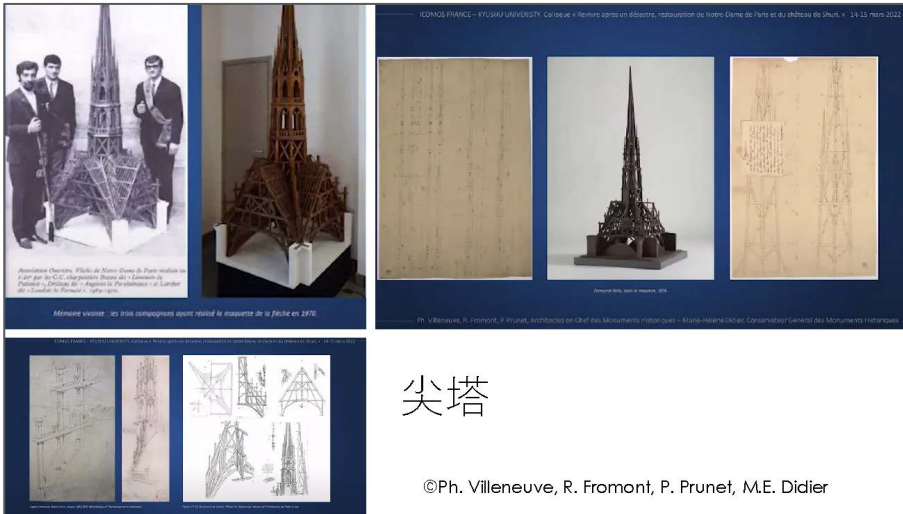


どこにどういうものが、どういうタイポロジーの小屋組みが作ってあるかということです。

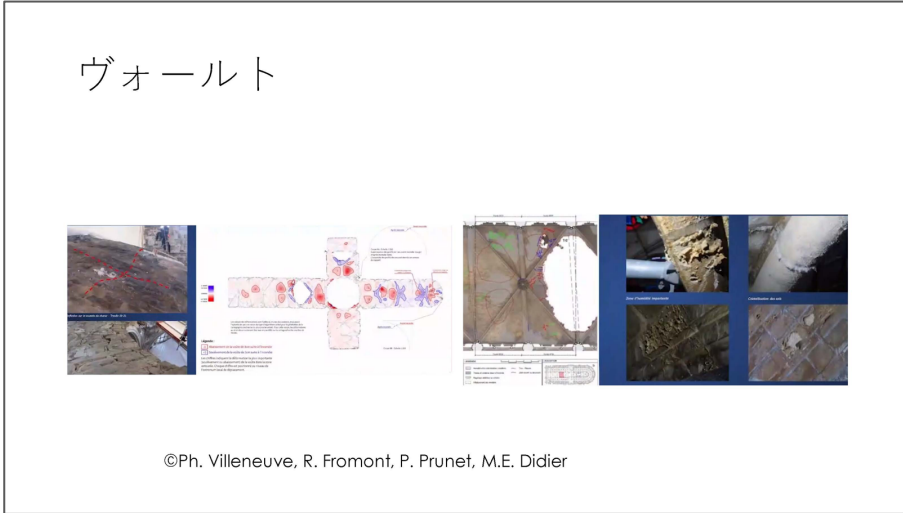


これも同様です。





それから、尖塔についてはヴィオレ＝ル＝デュクが作ったものですが、彼の作った模型とか図面が残っていますので、それを大いに参考にすることになります。



それから、ヴォールトは大きく穴が開いた部分がありまして、それを調査した結果がこういうものになっているわけです。



©Ph. Villeneuve, R. Fromont, P. Prunet, M.E. Didier

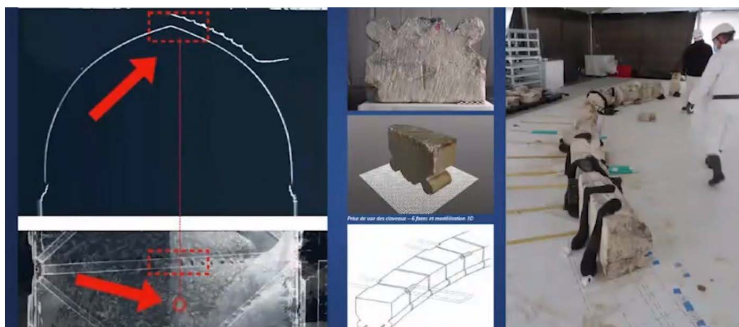
天井の状況です。



©Ph. Villeneuve, R. Fromont, P. Prunet, M.E. Didier

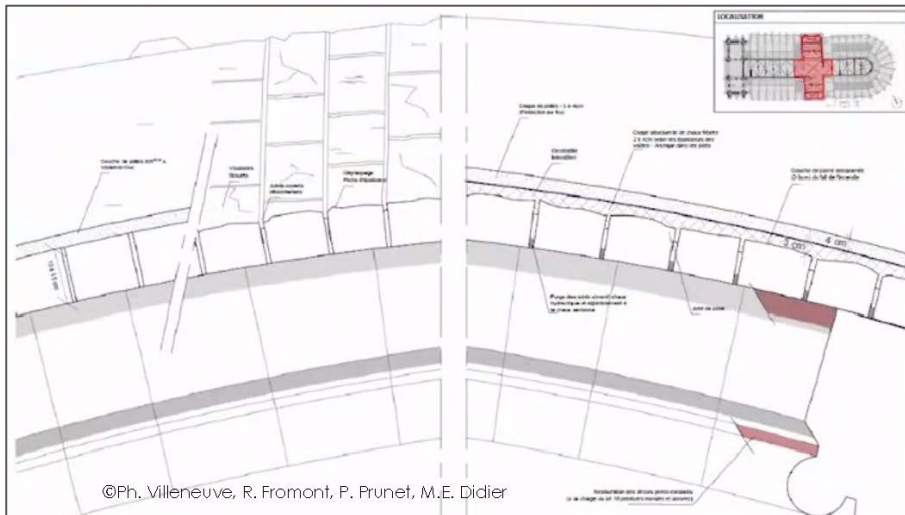
こういうドキュメントもあります。

## アーチ構造

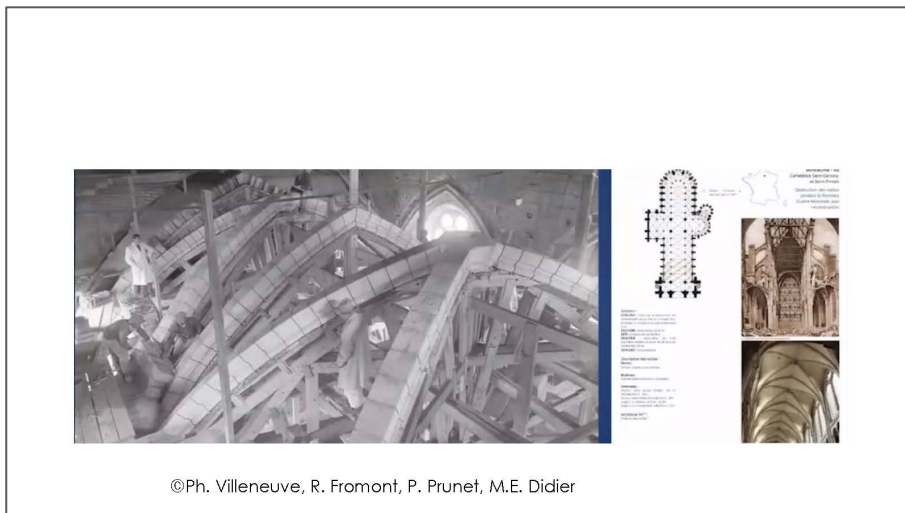


©Ph. Villeneuve, R. Fromont, P. Prunet, M.E. Didier

ヴォールトを支えていたアーチ部分ですが、これが崩壊したわけです。一部の石は見つかり、向かって右のように並べられているわけですが、これはどうも再利用できないようですので、また新しい石を使うことにならざるをえないわけです。



かなり厳密な調査をして、残っているヴォールトの部分も水がかかったりしていますので、かなり状況が悪いようです。



これは昔、戦争で被災した他の教会のアーチ構造を復元した時の写真です。そういうものを参考にしながら検討していると、つまり、建てた人のノウハウが残っていないわけですから、こういういろんな資料を活用して実施するということです。

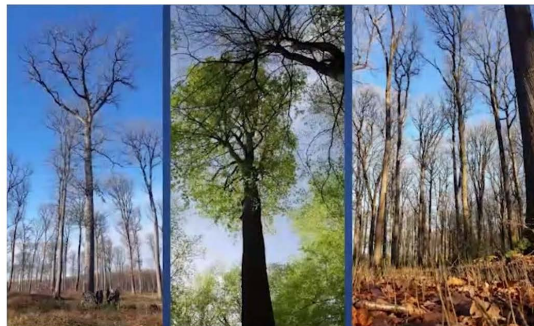
## 採石場



©Ph. Villeneuve, R. Fromont, P. Prunet, M.E. Didier

新しい石を使うわけですが、ノートルダムで使われている石は、当時パリの採石場から取ったようですが、もうパリでは石は採れませんので、フランスのあちこちから採るということになる。

## 木材



©Ph. Villeneuve, R. Fromont, P. Prunet, M.E. Didier

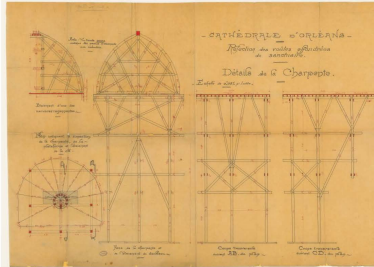
それから、屋根部分には木材が必要ですが、これはドローン飛ばしたりして使えるものを決めていきます。

## 無形文化遺産との関係

コンパニョナージュ：知識とアイデンティティを仕事を通じて継承するためのネットワーク  
(Compagnonnage) (2010)



大工による書写の伝統  
Trait de Charpente [The scribing tradition in French timber framing] (2009)




© 2009-AOCDTF <https://ich.unesco.org/en/RL/>

それから無形遺産との関係ですが、2つ強調されています。1つはコンパニョナージュ、大工の知識とアイデンティティを、仕事を通じて継承するためのネットワークです。「ツールフランス」というふうに言われていますけども、大工さんとか職人がフランスの国内をあちこちら修行しながら回って訓練されていくというシステム。これが、実は2010年にUNESCOの無形遺産条約の代表リストに載ったわけです。

それからもう1つは、大工による書写の伝統です。英語では“scribing tradition”となっています。“French timber framing”。それから、原語では、“Trait de Charpente”。きちんとした日本語になっているかわからないですが「大工による書写の伝統」というもので、きちんと図面を書く伝統が大工の中に伝わっていて、すぐに図面から三次元のものに移せる。この2つの無形遺産を、この復元におけるとても大きな要素として、フランス人の専門家たちは捉えているということがわかりました。

## 中世以来の手法による裁断

DEFINITIONS :

TAILLE MANUELLE	taille réalisée 100% à la main, depuis le débitage des grumes jusqu'aux tailles de finition et à la taille des assemblages.	 
TAILLE MIXTE	pré-débit mécanisé, tailles d'approche et de finition à la hache, possibilité de taille des assemblages à l'outil électro-portatif.	
TAILLE MÉCANISÉE	séage mécanique, y compris pour les finitions, taille des assemblages à l'outil électro-portatif.	

©Ph. Villeneuve, R. Fromont, P. Prunet, M.E. Didier

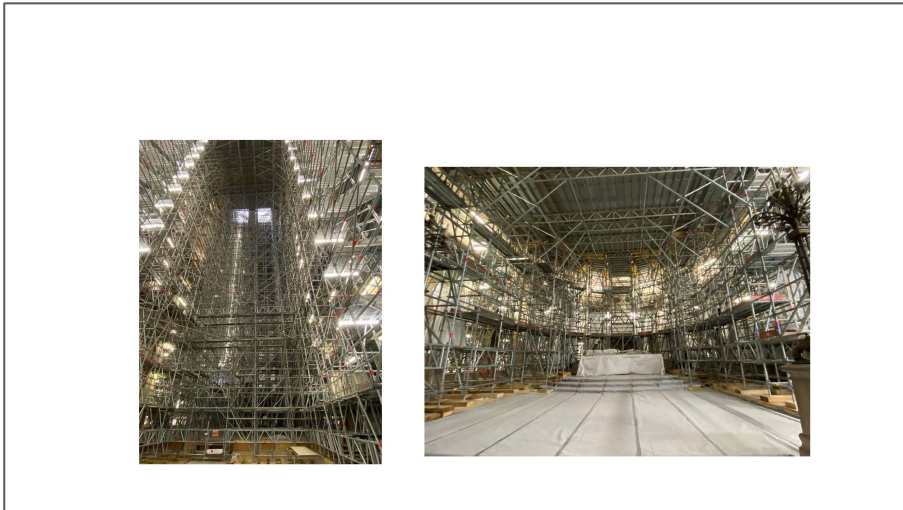
それから木の裁断ですけども、ノコギリではなくて斧で切る。これは、中世以来の手法ですけども。斧で切ることによって、切り口が荒くなります。切り口の荒い木同士を組み合わせることによって、いろんなショックが吸収されていく。特に、尖塔の部分は風による影響が大きいのです。ヴィオレール＝デュクが建てる前の尖塔っていうのは風の影響で傾いていて、それで結局、取り壊されるわけです。そういう風のショック等を吸収するためには、やっぱり、この中世の伝統がいいんだということです。



これを実際、エコール・ド・シャイヨーの建築の学生と大工と一緒にやってみて、しかも、この骨組を作ってみたときの写真です。これで実際、どれぐらいの時間でできるのか試行したようであります。



最後にこの写真は去年の12月にノートルダムに私は入ることを許されましたので撮ったものです。もうあまり時間ありませんので、この時の写真のごく一部を紹介します。



中に入ると、もうどこにいるのかわからないぐらい足場が組まれています。向かって右側の写真は祭壇部分です。祭壇がなかったら、どこにいるのかわからないぐらいになっています。エレベーターで上がりますと、



これが尖塔の土台の部分です。右の写真を見ると、さほど大きくなさそうに見えますが、左の写真を見ていただくと、だいたいどれぐらい高いものかわかるとおもいます。この上に尖塔ができますので、相当な大きいことがわかります。

### 憲章小委員会からのご質問 1

災害で（大規模に）失われた部分を誠実に復元することの文化財的正当性と社会的意義について、日仏に考え方の相違点があったか。

交流事業を通じて相互理解が深まったことがあったか。

首里城正殿は、特別史跡（＝世界遺産）を構成する要素ではないが、教育的観点から誠実に復元の必要があると、日本のAuthorityの考え方は、仏側にどのように理解されたのか。

← ND全体でみればrestorationだが、ND木材部分と首里城で行われていることは「失われた部分の誠実な復元」で本質的に同じ—考え方の相違点は感じなかった

仏専門家が即答できない質問を当方から投げる、正殿の仏側に仏側から提案が出るなど、高度なやり取り一関わった専門家との相互理解は色々な面で格段に進んだ—シンポジウムでの議論が充実

教育目的ゆえに必要な—首里城正殿の社会的価値に鑑みて、他の復元建造物と同レベルで議論すべきでないのでは？

それで、被災文化財のあり方とその回復に関して議論をしていただければいいなど、こういう展覧会を作りました。こちらから強い主張は出しておりません。議論の場を作って、考えていただければというふうに思いました。

ここで、先ほど下間先生からご紹介いただいた憲章小委員会の方からの質問に対して、私なりの答えをシェアさせていただきたいと思います。

まず 1 つは、災害で失われた部分を誠実に復元することの文化財的正当性と社会的意義について、日仏に考え方の相違点があったかという質問に対して、まず、ノートルダム全体で見ますと修復なんですね。フランス委員たちも“restauration”と言っておりますが、木材部分を見ると完全に焼け落ちていて、全て新材でつくらざるをえません。石の部分も、アーチの部分なんかはもう使えないので、相当新しい材が入ってくることになります。

したがって、失われた部分の精緻な復元ということに関しては、首里城で行われている復元事業と変わることはない、というふうに言えるのではないかと。日仏のそもそも論と言いますか、そもそもの考え方の相違点を感じることは全くなかったと思います。

交流事業を通して相互理解が深まったことがあったかという質問に対しては、いろんなところで本当に良い共同作業ができたと思っています。例えば、あくまでノートルダムはキリスト教の施設ですので、いろんな宗教的な、特に無形的な側面とか、大聖堂の持っている機能とかを考えた時に、当然、キリスト教的あるいは神学的な話が出てくる場面があります。これは Web 展覧会の中にも入っています。例えば、私がそれを読んで日本語に訳すときに、一つ一つの言葉がどういう意味なのかを調べないといけない。でも、それが英語で調べてもよくわからない。ドイツ語で調べてみるとまたやっぱりわからないっていうので、それでもう 1 回フランスの専門家に投げてみると、ちょっと今答えられないから帰って調べるといようなことになってくる。これは、彼らにとってもインプレッシブな議論だったよ



うです。

こちらの方からすると、首里城の正殿の「正殿」っていうのをどういうふうに訳すか。もともとは、“principal hall”と訳し、Hall principal と訳していたと思います。（でも、フランス人専門家は）きちんと読んでくれて、この機能を考えた時には、これはやっぱり Salle d'État のが良いと、つまり“state hall”。いろんな外国の代表を受けるとか、接待するとか、琉球王国の一番のオフィシャルな空間であったということを見ると、その方が良いのではないかというような提案が向こうから出てくるといったことがありました。私にとっては大変知的な観点で、刺激的な議論が常に起こっていましたので、少なくともそこに関わってくれた専門家たちの間では格段に理解が深まったと思います。

それを受けてシンポジウムをやりましたので、シンポジウムの議論も、向こうの方からの質問も的をついた質問が出てきたので良かったと思っています。

それから、3つ目、教育的視点からの復元ということに関して。私は、この首里城の正殿は、昨日の研究会でもちょっと言及されていましたが、とても社会的インパクトが大きくて、社会的価値はとても高いと思っています。（一方）教育目的っていうのはちょっと違うのではないか。考古遺跡の上に建てる復元建造物と同じレベルで議論できないのではないか、というふうに考えています。こんなものを作ってどうするのかというような議論は一切なかったと言っていいと思います。

- La reconstitution fidèle des parties disparues est désormais possible : leur restauration ne sera pas une « copie » au sens de « falsification » du monument, mais la restitution exacte d'une part décisive de leur authenticité.
- The faithful reconstruction of the missing parts is now possible: their restoration will not be a "copy" in the sense of "falsification" of the monument, but the exact restitution of a decisive part of their authenticity.
- 「失われた部分を誠実に復元することは、これまでしばしば揶揄されてきたような、文化遺産の改竄ではない。それは、オーセンティシティの核心に関わる部分を正確に回復させる作業・プロセスである。」

これはちょっと飛ばします。

## 憲章小委員会からのご質問2

- 災害で（大規模に）失われた部分を誠実に復元することにあたってAuthenticityの計測のあり方（例：適用項目の変更、新たな包括的項目の必要）及び、これに合わせたintegrityの考え方について

← 昨年11月にNDの現地視察をした際、「小屋組、尖塔の復元に、ヴェニス憲章や奈良文書に合致する仕事が必要」と責任者の説明

新たな項目を考える前に、奈良文書の項目リスト（特に主観的、無形的なもの）の妥当性を個別検証から始めては、（もし例示リストに独自に追加すべき項目があれば、専門家が提案すべき）

Integrityは優れて世界遺産特有の議論ゆえ、オーセンティシティと並べて一般論として議論するのは慎重でありたい。

NDに関しては、尖塔を現代的なものにする等の決定がなされていればintegrityの議論になったと思う。

それから2つ目のご質問（に対して）です。オーセンティシティの計測のあり方、あるいはインテグリティはどうなのかという質問です。（PPTでは）11月と書いていますけど12月です。昨年12月にノートルダム（現地視察をした時に、現場の指揮をしておられる専門家の方と話をしましたが、ちょうど春頃から尖塔を建て始めるんだと。小屋組みとその尖塔の復元に、ヴェニス憲章とか奈良文書に合致したものを建てないといけないから、緊張するというお話をしておられました。やっぱり彼らが見ているのは奈良文書とヴェニス憲章であると思いました。

私は、例えば今回の場合、社会的な要素を考えた時に、エモーションとか、フィーリングとか、それから宗教的な機能とか、そういうものがありますので、新たな要素を考えるというよりは、あるいは新たな計測のあり方というよりは、例えば奈良文書にいくつかの項目（属性）がリストアップされています。あれをもう少し一つ一つどういうものが使えないだろうか、あそこに挙がっている項目をどういうふうにするだろうか、使えるのだろうかということを考えることからやってみてはどうだろうかと思えます。

もし、あれはあくまで例示リストですので、他にもあるということかもしれませんが、じゃあ他にどういうものがあるのかというのは、これは専門家がやっぱり具体的に挙げていれないといけない。現場とか、それから学生とか、一般人も含めてなんですけど、リストに挙がってないけども重要なポイントがあるなら、それ何なのかということは、シングルアウト（特定）して専門家が出すべきではないだろうかと思えます。

インテグリティ（に関して）ですが、インテグリティっていうのは世界遺産特有の議論だと私は思っておりまして、ここで並べて議論する必要はないかと思えます。特にオーセンティシティの一般論、世界遺産の文脈を離れたオーセンティシティ論をするならば、インテグリティはもう議論する必要はないのではないかと、あくまで世界遺産の場面だけで議論すべきというのが、私のスタンスです。例えば、仮に、尖塔を現代的なものにするとか、屋根の

一部を現代的なものに変更するとなったとするならば、インテグリティの議論が出てきたかという気はしますが。

そういう意味でお答えになってないかもしれませんが、私は一般的なオーセンティシティ論をするのであれば、特にヴェニス憲章との文脈では、インテグリティは世界遺産を対象にするのではない限り、むしろ外した方が議論としてはわかりやすくなるんじゃないかなというふうに思っています。

**憲章小委員会からのご質問3**

- また、首里城正殿は数度の滅失と再建がなされている点に Monumentとしてのメッセージ性があり、沖縄県民の Identityにも影響していると思われるが、このことは議論の中でどのように受け止められたのか。

← 本展覧会のコンセプトの柱の一つが、無形的側面、社会的側面なので、identityについては問題なく受け入れられた。

それから、最後の（質問に対する）説明です。メッセージ性、アイデンティティ、この点は、全く問題なく受け入れられたと思っています。ノートルダムがなぜあんな大きなインパクトを与えたのかは、もちろんフランスにとっての、フランスの国家事業あるいは国家的儀式が行われる制度として使われてきたというのはあります。この首里城の場合には琉球のアイデンティティと戦後沖縄のアイデンティティが重層的に存在しているということを説明して、したがって、その復元が地元にとっていかに大きな意味を持つのかという説明は、実にスムーズに受け入れられたというふうに思っています。

最後に

(1) 被災文化財に関しては、被災コミュニティ・被災所有者のサポートに繋がる議論、提案をしたい  
e.g. 文化遺産の防災・減災・復興は、自治体レベルの能力向上が重要  
それを可能にするfundingとビジネスモデル開発が必要

(2) 一般的にはNara+20 を展開  
既存の規範的枠組み（ヴェニス憲章含む）の射程範囲の明確化、事例との融合

最後、2枚のスライドをお見せして終わりたいと思います。

まず、個人的な、自分で自分に課したゴールです。被災文化財に関しては、被災コミュニティとか、被災した所有者のサポートにつながる議論とか提案をしていきたいと思っています。昨日ちょっとお話が出ましたけども、文化財防災センターが文化財機構の中にできています。その中に専門家会議があり、私も一応、末席を汚しております。そこでも年に2回、いろんな議論をさせていただいています。ついこの間ありました会議でも確認されたことですが、やはり文化遺産の防災・減災・復興っていうのは、自治体レベルの能力の向上がとても重要であると。とにかく急ぐということもありますし、それから、その地域の状況が違うということもありますし、それから、中央から人が行くまで事が動かないのでは、どんどん（文化遺産が）失われていくということですので、地域レベルの能力がとても重要であるということなんです。

それは必ずしも行政としての自治体のみならず、そこにおられるコミュニティや専門家や、あるいは所有者たちを含めて考えるべきだと思います。

それを今度可能にするファンディングモデルとか、ビジネスモデルの開発が今度必要になってくるだろうと思っています。中央からの補助金を想定した議論っていうのは、おそらく現実から遠くなっていくと思っていますので、ここはどういうふうに行けるのか。

それから、一般的なオーセンティシティ論との関係でいうと、Nara+20にもう少し戻って、そこに書かれていることを検証していきたいと思っています。ちょっと先ほど、私見をシェアしましたが、既存の規範的枠組みの射程範囲はどうか、ということも含めて、理論的な枠組みと事例との融合をきちんとしなければ、バラバラとした事例が並ぶだけでは、関係者たちは戸惑ってしまって、立ち止まってしまうというふうに思っています。

## オーセンティシティ論に関する若干の愚見

### (1) 「木の文化vs石の文化」の二項対立的説明

経年劣化に伴う修理の場面は別として、二項対立を強調することで、他の文化と相互に理解しあえる可能性を自らつぶしていないか；日本から対外的に発信しないことを（無意識に）正当化していないか

(2) 抽象的な憲章文だけでは取り残される人（現場、学生、一般人）が出る。事例を取り込んだ注釈書が必要ではないか

(3) 伊勢神宮を念頭に、日本の寺社仏閣は**すべて**定期的に復元されている、という誤解が国外にあり。

伊勢神宮を引用する場面を、建造物ではなく、無形あるいはスペースのオーセンティシティに限定すべきではないか

それからオーセンティシティに関する若干の愚見です。すいません、これちょっとプロボカティブ（挑発的）なのかもしれませんが、お許しください。

まず、よく聞く話ですが「木の文化 vs 石の文化」という捉え方は、この二項対立を強調すると、他の文化と相互に理解し合える可能性を自ら潰してないだろうか。それから、日本から対外的に発信しないことを正当化していないだろうか、という疑問が個人的にはあります。わかりやすいのですが、先ほどのノートルダムスの例も考えますと、屋根の部分に関しては、日本で行われていること、あるいは日本の議論と通じ合うところが多々あると思いますし。例えば明治の石造建造物なんかは被災した時にどうなんだろうかということを考えた時に、この「木対石」というのは強調しすぎない方がいいんじゃないかなというのが、今の個人的な感想です。

それから、現在第 1 憲章小委員会でなさっている作業はとても重要な作業なので、大いに期待させていただきたいと思っています。これは、もしできればということでの要望ですが、抽象的な憲章文だけでは理解される範囲に限界があるんじゃないか、取り残される人が出てくるんじゃないかな、という気がちょっとします。できれば、事例を取り込んだ注釈書のようなものが（あることが）望ましいのではないかというふうに思っています。

最後です。全く私個人の意見ですが、伊勢神宮で行われているプラクティスが、日本の寺社仏閣すべてで行われているというふうに真剣に誤解している人が、国外に少なからずいます。したがって、できれば、伊勢神宮は、建造物のオーセンティシティの文脈では使わない。あくまで、無形的なもの、あるいはそのカルチュラル・スペースとしてのオーセンティシティとか、もう少し限定的に使わないと誤解を招き、あるいは誤解を広げてしまうことにならないか。こういう誤解が広がりますと、日本にはヴェニス憲章っていうのはそもそもないんだと、日本はヴェニス憲章をそもそも受け入れなかったんだということにつながりかねませんので、そこを特に海外、外国人に対して講演されるような専門家の先生方には、ご

留意いただけないだろうかと思う次第です。

すいません。長くなりましたが、私の報告は、これでとりあえず終わらせていただきたい  
と思います。どうもありがとうございました。

## 4. 質疑応答

[注]質疑応答の書き起こしは編集者の文責によります。

山田 河野先生、ありがとうございます。これまでの河野先生の精力的なご活動の背景とか、その裏側で考えられていることが分かって非常に勉強になりましたし、また、先生がされてきたことを改めて読み直してみたいと思います。

また、最後に先生から投げかけもしていただきまして、私もどんどんと聞きたいことが浮かんできますが、憲章委員会の方から3つの質問をいただいて、それを河野先生からお答えいただいたという形になっていますので、憲章委員会の下間さんの方から、これを受けてのコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか？

その後、他の方々からの質問、藤井さんからもチャットが出ていますので、進めていきたいと思っています。

下間 はい。河野先生のこれまでのご経験から示唆されていることに非常に感銘を受けました。基本的には、あまり他の方の質問の時間を潰したくないので、まず河野先生の大変丁寧なプレゼンテーションに心からの御礼を申し上げますとともに、憲章小委員会の質問に十分にお答えいただいたことに心からの御礼を申し上げまして、一旦のコメントとしたいと思っています。

山田 はい、分かりました。それでは、一旦、皆様方からの質問等に、お答えいただくという形で進めていきたいと思っています。

今、藤井さんの方から質問が出ています。河野先生、チャットの方は読まれてますでしょうか？

藤井 チャット質問「ノートルダムと首里城では、古い建物そのものの修理と、新築ですから、日本から見ると、全然異なる仕事に見えるのですが。」

河野 はい。

山田 であれば、そのままチャットの方にお答えいただいてもよろしいでしょうか？

河野 はい、ありがとうございます。藤井さん、ありがとうございます。もちろん、首里城正殿が文化財的な位置付けを与えられていない建造物であると。築30年ぐらいのものであったということは、当然、議論の前提としては伝えていきます。ただその前に、初めの復元の時、これが戦争で失われた正殿のリカバリーであって、そのリカバーされたものが、さらに失われるという状況であるということは、当然、お伝えしています。ですから、失われた文化財の復元ではなくて、復元建造物の更なる復元であるということは伝わっています。当然、説明しています。

それで古い建築(=ノートルダム)の修理ですが、建物全体を見た時にはレストレーションですが、木の部分には古い材は残っていない、使えない。全く黒焦げになってしまっていて残っていない。逆に屋根の部分は一切残っていないので新材で全て作るわけですけども、あそこの部分が修理なんだろうか、あそこは復元でなくて修理なのかというのは、私はちょっとむしろ議論させていただきたいと思うところがあります。

建物あくまで全体を見た時はおっしゃる通りです。私の問題関心は、その失われた部分のところですから、Webのところでもあくまで失われた部分としか書いていないと思います。お答えになっているのでしょうか？

山田 藤井さん、よろしいですか？顔を出して質問を続けていただければと思います。もしよろしければ。

藤井 はい、藤井です。どうもありがとうございます。その無くなったところを、さっき河野さんがおっしゃっていたのが、要するに具体的にどういうプロセスでもって、その復元をしていくのかという意味においては、首里城とノートルダムが同じである、同質のものであるというご理解ですよね。だから、現場サイド、要するに修復現場そのものの問題としては、同質に語られるという意味ですね。

そうすると、多分そういうふうなご経験から、木の文化と石の文化という二極対立はやめて、同じレベルの対話をするべきだとおっしゃっているわけですよね。多分、日本の場合には、日本人でヨーロッパの現場に行った人という、現場や経験を持っている人はほとんどいないので、そこら辺のところでは大きなギャップがあって、多分なかなか相互にそこでディスカッションしようということに、今まで出来ていなかったんじゃないかと思います。はい、ありがとうございます。



河野 ありがとうございます。まさに先生のおっしゃる通りで、もっともっと議論ができるんじゃないかなと思っています。ヨーロッパの専門家たち、あるいは現場の人たちとも、そういうことであります。ありがとうございました。

山田 ありがとうございます。今、チャットの方で新たな質問が大窪さんの方からありましたので、こちら河野先生に読んでいただいて、そのままお答えいただくということでもよろしいでしょうか？

大窪 チャット質問「今回は復興についてのオーセンティシティの議論が中心になっているかと存じますが、失われていないものの予防防災の考え方も重要と考えております。オーセンティシティの予防防災のために、ノートルダムと首里城から学ぶことができることをご教示いただけましたら幸いです。」

河野 大窪先生、ありがとうございます。すごい大きなご質問なので、私の能力をはるかに超えておりますが、ノートルダムの火災が起こった時に思ったことは、ポストトラウマというか、ディザスターっていうのは、どこでも起こりうる。それまでは、自然災害の多い日本とか、それから特定の地域あるいは武力紛争が起きているところに限られた議論、限られた状況で議論されていたのではないかと。そういうふうに思っていた専門家がなかったんじゃないかという気がします。

今でも、ノートルダムの火災の原因は明らかにされていないので、火災報知のシステムが備えられていたにも関わらず、それがどうもうまく機能しなくて、それで消防隊が来るまで30分かかったということがあるので、どこでも起こりうるということです。だから、安心できないということ、本当にサイトマネージャーの人たちがきちんと意識をするということは、とても大事だなと思います。

それからもう一つ、ノートルダムの場合に、首里城と違うところがいくつかあるなと思います。まず1つは、内部に置かれていた宝物類はほとんど損傷を受けていない。これは、避難訓練を常にやっていて、あるいはそういう意識があって、極めて迅速に中の宝物は外に出したということがあるので、被害はミニマムであったということがあります。これは、首里城の場合とは大いに違うと思っています。

それから、パリの消防隊の力です。パリとマルセイユの消防隊は実は軍の一部なのです。これは、実にフランス特有の制度なのかもしれませんが、ものすごくトレーニングがしっかりしていて、例えば、現場でさっとスケッチが書けるという訓練もしている。消防レベルの能力も極めて高いようで、この辺りは文化財の専門家

プラス消防とか、中のものをどういうふうに救うかというところまで含めて、関係のステークホルダーとの事前のいろんなすり合わせとか、予防訓練とか、そういうのが大事かなと感じています。すいません、お答えになっていないかと思いますが、とりあえず。

山田     ありがとうございます。大窪さんの方から何かありますか？

大窪     はい、難しいご質問に丁寧に答えてくださりまして、本当に感謝申し上げます。特に宝物等の搬出について、常々トレーニングされていて、軍の一部として厳格に活動が準備されていたということは、非常に大きなポイントだなと思いました。

        オーセンティシティという視点からいくと、全てを守れるのが一番ですが、よりオーセンティシティを考える上で、重要なものから優先順位、特に建造物やサイトのような大きな場合、守っていくべきものの優先順位と、それに伴ったリスクの確認みたいなのが、必要なかなっていうのも併せて感じた次第です。

        日本ですと、例えば、仏像の場合、お寺さんに聞くと、もう本体が運び出せなくてもお顔と印を結んだ手だけでも出してくれと。それさえできれば、後は、これは宗教上の観点ですけれども、復元は不可能ではないということをおっしゃっておられて、そういった視点っていうのも非常に大事なのかなと。そういう意味で、少なくとも動かせるものを、いかに確実に救うのかは非常に重要なポイントだなと改めて思った次第です。ご示唆いただきまして、ありがとうございました。

山田     ありがとうございます。本当にオーセンティシティ、どうやって特定して保護していくのかというのは、本当に良いコメントだったかと思います。

        今、オーセンティシティに関する質問がチャットから出ていないので、ちょっと私から1回投げかけをしてから、皆さんの挙手で質問をしていただくような形にしたいと思います。

        本日、河野先生がいろんな憲章のことを出しながらも、オーセンティシティを考える上で、再建をする期待を受けて再建する場合には、特別な考慮がやっぱり必要なのではないかと考えられたとおっしゃられていました。先生としても、(日本は災害多発国として)日本でも独自の憲章を作っていくことを考えられた方が良いと少し理解しましたが、その点どうでしょうか？

河野 ありがとうございます。まず、日本の場合に、災害の発生率がすごく高いんですね。一定以上のマグニチュードの地震の発生率で、おそらく日本は世界トップ3に入ると思います。昨日の研究会でも話されていましたが、地震が起こりますと経年劣化でじわじわと失われていくんじゃなくて、一挙に大量のものが失われるわけです。これが指定文化財ですと、市レベルの指定文化財であっても、行政は把握できますが、未指定の古い建造物なんかがあると、これはもう失われてしまえば、もう分からないとなるわけです。

そういう状況の中で、それをできるだけ少なくしていくと、地震があつて失われていくのはしょうがない側面はあるんですけど、しょうがないって済ませないで、なんとか少なくできないだろうかというのが、私の問題意識としてあります。今、その負担が所有者の方に全てかかっているの、なんとかできないだろうかと思うのです。そうした時に、特にモニュメントに関しては、熊本でもそうですし、それから那覇でもそうであるように、リカバリーは人々（の連帯を）を強める効果があると感じていますが、それは、地域の例えば古民家が一つ失われることによってやはり通じるものがあるんだろうと思っています。

ですから、被災した文化財について、ちょっと日本独自の考慮があつていいのではないかという気がするんです。それは、トルコとか他国のやはり被災件数の多いところで、シェアできるような制度だとかプラクティスにならないだろうかという期待があるわけです。お答えになっていますでしょうか？

山田 ありがとうございます。大変勉強になりました。矢野さんから手が挙がっていますので、よろしくお願いします。

矢野 矢野でございます。今日は示唆に富むお話をありがとうございました。今の話にも関連して、やっぱりこの前の熊本地震って一つの日本の中で事例になると思いますし、今、最終的に被災文化財特別委員会で最終報告をまとめているところです。熊本の時も、途中でいろんな提言を日本 ICOMOS の方から差し上げて、やはり全く同じ感覚で、例えば、熊本城っていうのは、黙っていても国の指定になっているわけですから復興できるんです。そうじゃなくて、城下町の方はどうするんだということを強くあそこで表現していたわけです。全く同じ感覚で我々もおりますので、そういう情報を海外にも流せたらいいなと思います。

それから、私の専門ではないのですが、先ほどの消防の件で言うと、イタリアは、消防が初期の文化財を守るという任務があるそうなんです、日本の場合は、

まだ消防署と、いわゆるお寺の火事とか、そういうものにはかなり密接に訓練はしているんですが、それじゃなくて、本当にああいう（熊本地震のような）広域の場合に、消防署が役割を果たすべき存在として、もう1回日本も考えなければいけないのではないかなと思います。そういうことも提言していかななくてはいけないと思います。

それからもう一つだけ、先ほどおっしゃったように、いわゆる遺跡の中で大分前のやつを復元するものと、昨日発表しましたように、ほぼ遺跡内ではあるけども、建造物としてあったものが焼けちゃって再建するっていうのは、全く私は違うと考えています。おっしゃる通りです。じゃあ、何が違うかということも、私もあまり表現してなかったものですから、ぜひ整理してまとめていきたいと思います。ちょっとこれだけお話しさせていただきました。

山田 はい、ありがとうございます。何かお答えになりますか？河野先生。

河野 ありがとうございます。防災ネットワークの話が昨日の研究会で出ましたが、2年前と比べますと、明らかにネットワークが拡充して充実しています。それは、動産関係の被災文化財のレスキューであったり、それから、建築士会とのコラボレーションであったりというので ICOMOS としてそういう情報のネットワークに入っていくっていうのは大事じゃないかなと思います。矢野さんにはぜひお考えいただければと思います。よろしくお願いします。

山田 では、下間さん、お願いします。

下間 本日は大きく2つのキーワードがあったように思います。一つはポストトラウマ、一つはオーセンティシティです。今、例示されているオーセンティシティの計測の項目には、両方を同時に満たそうとするとガチガチの保存しかありえないような、有形の要素と無形の要素が両方入り込んでいるのですが、その共存をどう果たしていくかはとても大事であると、私自身は思っております。この時に、保護の実務を考えると、防災と日常の活用を表裏一体のものとして考えないと、ポストトラウマにおいて復興を望む人が生まれてこないのではないかと考えています。

今回、ノートルダムや首里城は、国家主導の一面がありましたが、例えば熊本城の城下町部分の復興を望む人々をいかにつくるかを考えると、日常的な町並みの保存と活用を推進することがとても大事になるのだろうと考えているところです。防

災と活用のつながりを作ることを、私自身は「予防」と捉えているのですが、このことに関連し、河野先生のご意見を伺いたいと思っております。

河野 はい、ありがとうございます。ご指摘の通り、首里城もそれからノートルダムも、あくまでモニュメント、特にとても著名なモニュメントですので、(それとは違う)城下町とがどうなるかは、発想を変えていかないといけないのだろうと思います。

この間、防災センターでちょっと発言したんですけど、熊本に行って考えさせられたことは、例えば、古民家のオーナーがいて「修理できるものだったら残したいんだけど」と相談したところ、どういう方に相談されたかよく分かんないのですが「修理したらこれこれかかります」と(修理)金額を提示された。どうもおそらくそれは文化財的なガチツとした修理なんじゃないかなと推測するんですけども、想定よりもゼロが1つも2つも多かったというので、これはもうじゃあ無理だというので、公費解体だという話が出た。もう少し庶民の財力でできることは何なのかというのを、専門家の方が提示してあげないといけないのではないかと(思います)。

つまり、文化財指定を受けたものの寺社仏閣のような、あるいは重文指定を受けたような家屋の修復と同じものを行うとしたら、普通の人はとても経済的に耐えられないので、そういう部分のテクニカルなところのサポートが考えられないだろうかと。つまり、これぐらいの金額だったらこういうことができますっていうことを考えられないだろうかという発言をしました。

そしたら、かつて姫路市におられた村上裕道先生が考えたことがあるとおっしゃった。アメリカなんかだと、例えば1ドルで何ができます、10ドルで何ができますっていうような、そういうパンフレットみたいなのがあった。ただ日本だと、行政の観点から、耐震っていうすごく構造的、技術的なところだけからいくと、行政としての説明としては、人命に関わるのでそこまで進められないということがあってストップしたようですが、もうちょっとゆっくり考えながら、今はもうちょっとそっちの方向に行った方がいいんじゃないかと思いはじめている、というような発言がありました。決して議論を急ぐべきではないけれども「どれぐらい出せばどれぐらいのことができるのか」というようなことの情報提供が、専門家からあってもいいのではないかというような話をこの間したところでした。

それから、たしかにポストトラウマを感じていただく。だけど、そこはリカバブルなものではないといけない、そして、リカバブルなところがアフオーダブルでないといけないというところがつながっていくと思いますので、そこで ICOMOS

としてできることはあるのではないだろうか、最近思っているところであります。お答えになってますでしょうか？

下間     ありがとうございました。

矢野     ちょっと一言よろしいですか？今の熊本の例ってというのはまさにその通りなのですが、日本 ICOMOS としては、先ほど専門家で被災面に寄り添うということをやテーマとしてやっています。ですから、例えば 500 万円出せるのだったら、3 分の 2 は公費で出せるようになったので、じゃあ 1500 万円の仕事をやりますねとか、そういう逆の発想のやつはやっています。ただし、例えばヘリテージマネージャーって大分力をつけてきたんですが、逆に、ヘリテージマネージャーみたいな人で、中途半端な知識でずっと頭を柔らかくして寄り添う、相談をしている人がちょっと少なかったのかなと思います。

日本 ICOMOS は初めから、そのつもりで活動していたことは事実です。ただ、我々が全部面倒見るわけにもいかないので、いろんな方がいらっしゃって、たまたまそういう頭の硬い人に当たったら、たしかに悲劇ですよ。だから、それをどうやって全体的にカバーできるかっていうことを考えなくてはいけないと反省はしております。以上です。

山田     はい、ありがとうございました。あまり時間がないですが、特に EP から質問ありますか？八並さん、どうですか？

八並     ありがとうございます。本日の貴重なご講演、ありがとうございました。また、EP の常置委員会のメンバーとしては、今回憲章小委員会とコラボレーションできたことが大変嬉しく、また意義深いことだと感じており、心よりお礼申し上げます。

憲章小委員会から今回の共同企画に寄せてご説明いただいた事との関係でお伺いしたいことが一点あります。まず、オーセンティシティ自体の考え方として、オーソリティとの関わりを大事に考えるという議論は、興味深く思いました。ご講演をお伺いしていても、例えば、その複数のステークホルダーが関わっているところや、複数の専門家が協働してオーセンティシティの担保に当たっているといったところはつながるのではないかと思いました。

また、質疑応答の中で、山田さんや矢野さんからのお話にもあったところですが、未指定の文化財については、特にオーソリティとの関係では、オーセンティシ

ティをどのように考えていくのかが、さらに複雑になる気がしまして、そのあたりについても現在お考えのことがありましたら、お伺いできればありがたく存じます。よろしく願いいたします。

河野 私は、下間先生のスライドを大変興味深く拝見しました。それで、今オーソリティとしてのタックスペイヤーというか、そこをやっぱり意識する時期に来たと思っています。ノートルダムでも修復工事現場は入れないですけど、外に壁を作って、壁にそのイラストを書いて、どういうことを（内部で）やっているのかということを変分りやすく壁に写真をぐるりと貼っています。それからウェブサイトなんかでの発信もあって、とても誰がこのプロジェクトをファイナンスしているかというところを、ものすごく意識した広報活動やっているといます。それは首里城でもそうだと思います。お金を誰が出しているのかっていうところは、以前だと王様だったりするでしょうけども、（今は）少しちょっと有り様が変わってきたのかなと思っています。

指定文化財の場合には補助金が入るわけですけども、未指定の場合にはそこが入ってこないんで、私はファンドが作れないだろうかと考えていました。そして、防災センターの方でそのファンドを立ち上げたいです。ただ、そのファンドが今だと一口1,000円とか、そのレベルの寄付なので、全く追いつかないわけですけども、何か熊本の場合にはファンドが偶然できたので、ああいうシステムをもう少し拡張できないだろうかと。それで、ファンドにお金を出した人には何かこう修復を見学する機会があるとか、そういうものを含めて、インセンティブも含めて、何かこう未指定の文化財の方にもお金がいくようなファンドが作れないだろうかと、ちょっと個人的には夢見ているところです。

八並 ありがとうございます。

山田 被災文化遺産のファンド等、被災後それ以上に傷まないようにするための急的な措置ができるような資金が必要と私も感じております。時間になりました。河野先生、今日のテーマに対して、もう少し言葉を足したいこと、何か皆様にメッセージ等、ございますでしょうか？

河野      ありがとうございます。こういう機会を与えていただいて、私自身がこれまでやってきたことを整理したり、頭の体操をもう一回してみたりという機会が得られましたので、とてもありがたかったと思っています。ありがとうございました。

          それで、改めて Nara+20 を見た時に、大変示唆深いことがそこに含まれているんですね。もう 10 年前になるんですけども、あれをきちんとフォローした論文とかも出していないので、あれをベースにしながら何か次のプロジェクトを立てられないだろうか、できればパブリケーションしながらと、ちょっと考えているところです。また、いろいろご相談させてください。ありがとうございました。

以上



## 研究会終了後に参加者から寄せられたコメント（抜粋）

- 大変勉強になりました。企画準備等ご尽力ありがとうございます。Nara+20 を改めて読み直し、論点を整理する必要があると思いました。本日のご発表にあった、被災からのリカバリーが人々を強めること、コンテキストとプロセスを重視するなどの観点から、被災そのものがオーセンティシティになり得るかどうかが、といった単純な疑問をもちました。災害を「なかったこと」のように復興するのか、それとも、災害の痕跡を残すのか。そういった議論はなされているのでしょうか。的外れかもしれませんが、機会があれば皆さんと話し合ってみたいテーマだと思いました。また、伊勢神宮の件は、やはり建造物の保存のひとつの形である、と個人的には思うところがあり、このテーマも皆さんと議論してみたいと感じました。
- 世界遺産の講義や講演でオーセンティシティについて話しますが、あまり深い（理屈っぽい）話をするとほぼ聴衆は聞かないですね（笑）。私個人としては以前にイコモスの考古遺産の憲章の翻訳に関わらせていただいたので、埋蔵文化財との関わりも気にしながらこれまでのお話を聞いています。ただ現在、直接どこかの現場に関わっているわけではないので、色々な文化財の現場での話とオーセンティシティとの関わりを聞けるのは大変勉強になります。
- 「モニュメンタルでないもの」の「予防」についての問題提起が気になりました。オーセンティシティの優先順位をつけていないと、限られた費用を効果的な予防手段に配分できない。ノートルダムが、不幸にして石造部も崩壊していた場合、「restoration」か「復元」か、どのような枠組みで再建の活動が行われたか気になるところです。
- フランスと日本の考え方の比較は大変興味深かったです。また、各国の事例を通してオーセンティシティのあり方を探ろうとするプロジェクトの結果も気になるので、今後の情報共有を楽しみにしています。
- 河野先生の海外の議論が国内の議論と接点を持った、貴重な機会だったと思います。ありがとうございます。
- 河野・下間両先生のご発表は、オーセンティシティに関するこれまでと現在の議論の様相をまとめたかたちで知ることができ、とても有益でした。
- 災害後に復元された文化遺産に対しても、さらなる将来に備えた予防防災の取り組みは不可欠なので、復元遺産に対する補助金等の支出を可能にするためにも、価値付け(オーセンティシティ)の議論が求められていると思います。
- 基準が多様化したことで規範に揺らぎが出るのではないかと感じたという河野先生のご発表と文化遺産のタイプに応じた **authority** や **identity** という下間先生のご発表が各々大変興味深かったのですが、お二人の発言は表裏一体であるとも感じました。見地の違いによる相違点と共通点をうまく掬い上げることでより議論は深まり、発展が望めるのではと考えながら拝聴しました。ありがとうございます。
- 藤井先生の、海外の現場職員との意見交換をされたのは初めて？ではないかというのも強く印象に残りました。僕自身は土木が専門なので、建築の修復・保存とは若干分野が異なりますが、質問したいことがあります。日本では現役の土木構造物の重文に対して、建築文化財とちがって例外規定がありません。耐震基準や照明規準など基本は現在の法令が適用されます。海外ではいかがでしょうか？話を広げて申し訳ありませんが、おわかりでしたら、ないしはヒント的なものがあるようでしたら、教えてください。
- 大変に勉強になり感謝しています。ここで提案されたことを大いに参考にしながら、委員会の仕事を進めたく思っています。どうも、ありがとうございました。

- 大変興味深いご発表ありがとうございました。ポストトラウマへの取り組みが、ステークホルダーに対する「セカンドトラウマ」とならないようなあり方として模索される必要がある、という方向性が大変勉強になりました。「誰のための遺産か」ということも含め、大変重要な議論であると気付かされました。
- 河野先生がご講演のスライドに東京駅の写真を使っていたので、東京駅における保存復原設計時のある議論を改めて思い出しました。私は、当初のデザインや材料が失われた復原（元）において重要なものは、しっかりとしたコンセプトのもと、如何に正当なプロセスで設計を進められるかだと思っています。以下、簡単に設計のスタート時に設計室においてなされたある議論の概要です。
  - ・ 戦災の記憶こそ残すべきではないのか  
東京駅は竣工から約 30 年で当初の姿が失われ、戦後はその倍の歴史を重ねていました。したがって、ある建築史家の方を中心に、戦後の姿こそ残すべし、との主張があり、設計担当者としても十分な議論が必要と考えました。（社会的には「復原」前提のプロジェクトでしたが、直接携わる設計者としては、先ずしっかりとしたコンセプトが必要だったので。）結論としては、過去のドキュメントを検証する中で、以下のような戦災復興時の事実が確認され、復原設計をスタートしました。  
当時設計を担当した伊藤滋以下設計者が「余裕のある時代であれば是非復原をすべき」と考えていたこと。「戦災復興後のドームを見上げることがつらかった」との記述も発見。我々としては、戦災復興に携わった先人たちの熱い思いも受け継いで復原に踏み切りました。物理的に、戦災復興の仕事による材料の耐久性が限界であったことも重要な判断要素でした。
  - ・ 各時代の痕跡を残すこと  
東京駅は 100 年の歴史の中で多くの方々がその維持や改良に携わってこられました。東京駅の価値が辰野金吾の設計による第一級の近代建築であることに由来するのは言うまでもありませんが、多くの人々が、使い続けるヘリテージとしての東京駅に貢献されてきた歴史も大切に残していきたいと考えました。ヴェニス憲章に述べられている「すべての時代の正当な貢献の尊重」という理念を改めて思い起こしたものでした。”当初の姿に復原する”という大前提に基づきながらも、現在の東京駅には創建以来 100 年間の多くの痕跡が大切に残されています。被災文化財のオーセンティシティにとって重要なことは、歴史を正直に残すこと、ではないでしょうか。
- オーセンティシティの捉え方の整理ができました。
- 今回はじめて参加させていただき、貴重なお話しをお伺いして、文化財を扱う自治体職員として、改めて地域コミュニティの役割の重要性を認識する機会となりました。誠にありがとうございました。
- 河野先生の「どれだけの金額でどれだけのことができるかを専門家が情報を提示すること」という最後のコメントは、日本の民家保存に関しても同じことが言えると思いました。これを理解しないままの公費解体は避けたいと強く感じました。
- 河野先生が最後にご提示された内容の一つ、「木の文化 VS 石の文化」について、「欧州は石の文化だから、どうせ日本は理解されない」という考えを自然と持っただけが、ND、首里城の件からもその認識を過大に受け入れることへのリスクを感じた。災害多発国として何か事が起こった時に、その後に我々が取る道、行動について、考えておく、又は意識しておくことが必要と思った。
- 大変勉強になりました。被災文化財支援特別委員会としても、今後の各所との連携や出来ることを考えていかなければならないと改めて感じました。
- この度は大変学びとなる研究会の開催、ありがとうございました。私は現在、修士 1 年です。まだまだオーセンティシティについて知識が不足しております。オーセンティシティの研究は非常に難しいものであり結論的なものが出ない印象がありました。これまでの事例を通してでしか研究ができないのではと感じております。勉強不足でこのような感想の

みで申し訳ございません。被災文化遺産のオーセンティシティの研究会によって新たに被災文化遺産について考えるきっかけとなりました。

- 非常に難しいテーマについて充実した議論がなされた会だったと思います。
- 河野俊行先生ご講演の、首里城の修復は教育的側面のみではなく社会的意義からも考えるべきというご意見、興味深く伺いました。復元天守にも通じるものかと思いますが、史跡等に復元された歴史的建造物の中には、それ自体が重文指定等を受けるものでなくとも、地元の人々にとって非常に重要な意味をもつものがあると感じます。史跡等の保存活用計画や整備計画策定でも、そうした観点にも着目する必要があると考えながら聴いておりました。
- 下間さんの事前整理もって論点が整理されおり、河野先生のお考えもわかりやすい表現で表明されてとても勉強になりました。
- 私は世界遺産登録推進に関する業務を行っておりますが、オーセンティシティの観点についてとても勉強になる内容でした。オーセンティシティの明確な定義や解釈・適用の考え方は明確に定まっていない部分もあることから、今後の憲章小委員会の取り組みを含め議論の動向に注目する必要があると実感いたしました。  
ノートルダム大聖堂及び首里城火災の事例では、大規模災害に伴う保存修復・復元等の対応では事前の事例研究等も重要となることから、2事例を取りあげた web 展覧会の取り組みは今後の事例研究・普及啓発等においても有用なコンテンツになるのではないかと実感いたしました。  
今回は研究会の開催及び貴重なご講演をいただきありがとうございました。大変有意義な経験となりました。
- 下間先生の「憲章委員会におけるオーセンティシティの論点」のまとめと河野先生への質問は、たいへん緻密な論議がなされているようで、大いに勉強になった。河野先生のノートルダム大聖堂と首里城正殿の災害からの具体的な復旧・復元事業を通じてオーセンティシティの意味を掘り下げるプレゼンにも、たいへん深く啓発された。と同時に、今後とも文化遺産保護の現場で永続的に追求・検討していくべきものと感じた。
- 幾つの日本国内、そしてフランスの事例を紹介して頂き、オーセンティシティはものの物理的な部分に限られないと理解できました。例えば史跡、名勝地にある建物の場合など。ただ、どこまで新しくしたら良いのか、人によって評価が異なり、評価の客観性を如何確保すれば良いか課題であるように感じます。また、業務レベルで評価するには、ケースバイケースで考えなければいけないと認識できました。自分に大変意味があると考えて、発表者と組織者に感謝を申し上げます。
- ヴェニス憲章の趣旨を踏まえ、文化遺産を取り巻く新たな（特にアジアの遺産に合うような）検証をつくる必要があるのではないかと思います。日本イコモスがリーダーとなって推進すべきでは
- 被災文化遺産ではないのですが、自分が生きている、また生きていく『竹富島』という様々な文化遺産が重なって存在する場所にいると、日々、「何が竹富島のオーセンティシティなのか」と考えております。まだまだ学ばせて頂いている身ですので、意見というほどのものは持ち合わせませんが、気になった言葉だけ列挙させていただきます。

- 1、真実性は、文化的背景に応じて異なる。
- 2、価値の認知と真実性の決定が、単一の評価ではなく、見解や考え方が時間とともに変化することに適応する定期的な再評価に基づいてなされることを求める。
- 3、すべての関係者を巻き込む責任がある。
- 4、遺産にかかる議論を調停する信頼性・透明性があるプロセスが必要である。
- 5、文化遺産の保護と経済開発の間の利益の相反関係は、持続性の概念の一部と見なさなければならぬ。

問題意識：誰のためのオーセンティシティ論かが明確に意識されているか託されたコミュ

ニティーも、その幹部の世代交代が進んでおります。

また竹富町にも隣の石垣市にもまともな郷土博物館が無いため、新住民はIターンもUターンも文化遺産の歴史的背景を知らない方が増えています。子供たちはまだ学校という場がありますが、途中移住者は建造物や祭りなど、目の前に存在するものしか認知しようがありません。「伝統を守る！」という言葉は行政も含めて飛び交っておりますが、いざオーセンティシティーの話題を出しても、共通の知識が存在しないので議論に至らないのが実情です。

そういう場面では、これまで関わってこられた研究者の方々が貴重なのですが、バラバラに入り込んで、ここでは無い何処かの事例を軸に島人に話されるので、調停になるどころか、派閥の形成を促進されているようにすら感じる昨今です。

グローバル化と急速なITの進化とコロナ禍で実感できた日本の国力の落ち方の中で、離島はただでさえ経済的に翻弄されております。

今回の研究会の論点を聞かせて頂き、大変参考になりました。

今後ともオーセンティシティー関連の研究会には参加するようにしますので、よろしくお願い致します。

オーセンティシティに関する連続研究会 記録集  
第2回「被災文化遺産を通してオーセンティシティを考える」

発行：日本イコモス国内委員会EP(若手専門家)委員会

編集責任者：山田大樹（EP主査）  
動画編集：八並廉（EPメンバー）  
編集協力：古賀大智（EP学生メンバー）

\*本会議録はサントリー文化財団の研究助成を受けて作成されました。  
\*文責は編集責任者にあります。お問合せ、修正が必要な際には、山田  
(yamada.urbandesign (アットマーク) gmail.com) までご連絡ください。

2024年4月公開